

令和5年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和5年3月3日（金）

議 事 日 程（第1号）

令和5年3月3日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 議案第 2 号 令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議案第 3 号 常陸太田市公共施設等総合管理基金の設置，管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 6 号 常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 10 号 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 11 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 12 号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第 13 号 常陸太田市緑地広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第 14 号 訴えの提起について
- 議案第 15 号 常陸太田市道路線の廃止について
- 議案第 16 号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 5 議案第 17 号 令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第 18 号 令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 19 号 令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 20 号 令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- て
- 議案第 2 1 号 令和 4 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 2 号 令和 4 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 3 号 令和 4 年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 4 号 令和 4 年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 6 議案第 2 5 号 令和 5 年度常陸太田市一般会計予算について
- 議案第 2 6 号 令和 5 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 令和 5 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 令和 5 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 9 号 令和 5 年度常陸太田市水道事業会計予算について
- 議案第 3 0 号 令和 5 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 3 1 号 令和 5 年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について
- 議案第 3 2 号 令和 5 年度常陸太田市下水道事業等会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 議案第 2 号（提案理由説明・採決）
- 日程第 4 議案第 3 号ないし議案第 1 6 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 1 7 号ないし議案第 2 4 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 6 議案第 2 5 号ないし議案第 3 2 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

7 番	藤 田 謙 二 議 長	8 番	深 谷 涉 副議長
1 番	石 川 剛 議 員	2 番	根 本 仁 議 員
3 番	鴨志田 悟 議 員	4 番	森 山 一 政 議 員
5 番	小 室 信 隆 議 員	6 番	菊 池 勝 美 議 員
9 番	平 山 晶 邦 議 員	1 0 番	益 子 慎 哉 議 員
1 1 番	深 谷 秀 峰 議 員	1 3 番	成 井 小 太 郎 議 員
1 4 番	茅 根 猛 議 員	1 5 番	後 藤 守 議 員
1 6 番	高 木 将 議 員	1 7 番	宇 野 隆 子 議 員

欠席議員

12番 高星勝幸議員

説明のため出席した者

宮田達夫市長	田中慈和副市長
石川八千代教育長	綿引誠二政策推進室理事
武藤範幸総務部長	岡部光洋企画部長
高木道安市民生活部長	柴田道彰保健福祉部長
岡田和也農政部長	根本晋商工観光部長
高橋学建設部長	柴田雅美会計管理者
畠山卓也上下水道部長	大関正幸消防長
西野保教育部長	綿引久雄秘書課長
富山晴美総務課長	井坂光利監査委員

事務局職員出席者

根本勝則事務局長	富田弘明次長兼議事係長
----------	-------------

午前10時開会

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は16名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。12番高星勝幸議員、1名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和5年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○藤田謙二議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

9番 平山晶邦議員 10番 益子慎哉議員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○藤田謙二議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。去る1月31日、東京において全国市議会議長会地方財政委員会が開催されました。会議内容については、タブレットに格納してありますのでご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第2回議員研修会の議員派遣を令和4年12月議会で議決いたしておりましたが、2月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、「地方自治法」第122条の規定により、令和4年事務に関する説明書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和5年1月、2月の例月現金出納検査の結果について報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	宮 田 達 夫 君	副 市 長	田 中 慈 和 君
教 育 長	石 川 八 千 代 君	政策推進室理事	綿 引 誠 二 君
総 務 部 長	武 藤 範 幸 君	企 画 部 長	岡 部 光 洋 君
市民生活部長	高 木 道 安 君	保健福祉部長	柴 田 道 彰 君
農 政 部 長	岡 田 和 也 君	商工観光部長	根 本 晋 君
建 設 部 長	高 橋 学 君	会 計 管 理 者	柴 田 雅 美 君
上下水道部長	畠 山 卓 也 君	消 防 長	大 関 正 幸 君
教 育 部 長	西 野 保 君	秘 書 課 長	綿 引 久 雄 君
総 務 課 長	富 山 晴 美 君	監 査 委 員	井 坂 光 利 君

以上、18名でございます。

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○藤田謙二議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、会期予定表のとおり、本日から3月23日まで21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日まで21日間と決定いたしました。

日程第2 施政方針説明

○藤田謙二議長 次、日程第2、令和5年度施政方針について、市長より説明を求めます。

市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 おはようございます。令和5年、第2回市議会定例会を招集いたしましたこと

ろ、議員の皆様にはご参集を賜りまして、ありがとうございます。

日頃から、議員の皆様には、市政の進展と円滑な運営のために、格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。

まず、マイナンバーカードの申請及び交付状況についてご報告いたします。

2月末時点で申請率が74%を超えますとともに、交付率につきましても59%となりました。3月末には目標といたしておりました交付率60%を超える見込みでありまして、専門部署を設置し、強力に推進した普及活動が実を結んだものと考えております。今後もさらなる普及率の向上を目指してまいります。

さて、今期定例会におきましては、令和5年度当初予算についてご審議をいただくこととなっております。その議案等の説明に先立ち、私の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、新年度に取り組む主要施策の概要等について、ご説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、令和5年度施政方針のファイルをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症による影響を受け始めて、はや3年が経過し、これまでに8回に及ぶ感染拡大の波を経験する中で、社会情勢は大きく変化し、また、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰や円安による物価高により、日常生活も大きな影響を受けてまいりました。

このような中、本市におきましても、様々な課題に対して、その都度、適切に対応してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症について、国は、本年5月8日から5類に移行する方針を決定し、ウイズコロナの取組により、あらゆる場面で以前の日常を取り戻す方針といたしました。

本市におきましては、国の感染対策を注視しつつ、地域の元気を取り戻すため、変化する状況をしっかりと見極め、きめ細やかな対策を講じてまいります。

私は、この1年間、市長就任時の公約である「安全安心なまちづくり」、「健康で快適な市民生活の実現」、「少子化人口減少対策」、「活力ある産業づくり」の4つの重点施策の推進と前市長から引き継いだ東部土地区画整理事業、市道0139号線真弓トンネルの整備、新総合体育館建設の3つのプロジェクトを着実に実現するという基本姿勢の下、持続可能な魅力あふれるふるさと常陸太田の実現を目指し、各種施策を進めてまいりました。

刻々と変化する社会経済情勢や複雑多様化する市民ニーズに、柔軟かつスピード感を持って対応するため、企画課内にデジタル化推進室、市民課内にマイナンバー推進室、健康づくり推進課内にフレイル対策室、スポーツ振興課内に新体育館建設準備室の専門部署を設置するとともに、政策推進課の組織機能を強化し、主要施策を政策パッケージとして進行管理し、組織横断的な取組に努めてまいりました。

主な成果といたしまして、まず「安全安心なまちづくり」では、台風19号の被害を検証した災害危険区域の解消に向け、市内全域における内水特性や被害を調査し、対策の検討を行いました。また、誰一人取り残さない避難体制の実現に向け、避難行動要支援者名簿を市内全域に整備するとともに、災害対策本部内に要支援者の支援を任務とする専門のグループを新たに組織いたしました。

高齢者や就学者などに寄り添った交通手段の確保として、民間路線バスの維持確保や予約型乗り合いタクシーを運行するとともに、電動キックボードや自動運転EVバスの実証実験を実施いたしました。

次に「健康で快適な市民生活の実現」では、健康寿命の延伸に向け、フレイル対策を強化しました。「長生き上手常陸太田」をキャッチフレーズに、東京大学の飯島勝矢教授をお招きし、講演会を開催したほか、音頭の作成や意識啓発事業を実施いたしました。また、市民の健康づくりやスポーツを気軽に楽しめる施設の充実に向け、新総合体育館整備事業に取り組み、今年度は基本設計が完了し、実施設計の発注を行いました。また、新たに、水府幼稚園跡地に町田運動公園の整備に着手し、基本設計・実施設計が間もなく完了する見込みでございます。

次に「少子化人口減少対策」では、結婚から妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を継続して実施する中で、特に非常に高い未婚率の改善のため、結婚推進事業を強力に推進いたしました。宿泊型など、様々なテーマの婚活イベントを展開し、出会いの場を創出するとともに、AIマッチングシステムを活用した結婚相談事業の実施等により、令和3年1月から本年1月末までの2年間で19件の結婚が成立しております。

また、雇用の創出と買物環境の整備のため、東部土地地区画整理事業を着実に推進しました。現在、店舗等の建設が進み、着々と新しいまちが姿を現しつつあり、今月22日にB街区、来月7日にA街区のまちびらきが予定されております。なお、当該事業により、400人以上の雇用の場が創出されると見込んでおります。

前市長が心血を注いだ、少子化人口減少対策事業を継続した結果、宝島社の「田舎暮らしの本2023年版住みたい田舎ベストランキング」において、北関東エリアで本市が総合1位、子育て部門1位に、また、全国の人口3万人から5万人の都市におきましても、総合部門で第3位という快挙を成し遂げることができました。

次に「活力ある産業づくり」では、農林畜産業の新たな担い手を育成するため、軽貨物車両購入や家賃の助成など、初期投資に対する支援により、ブドウ栽培及び露地野菜栽培に新たに4名の方が農業経営を開始いたしました。

商工業におきましては、市内における新規起業を支援するため、開業に伴う設備や広告に係る費用を助成してきており、今年度、飲食業や小売業など4件の新規起業につながっております。

さらに、6次産業化支援では、えごま油、ひたちおたチーズ工場のチーズや里川カボチャを使用した洋菓子も誕生しました。このような中、ひたちおたチーズ工場のモッツアレラが、Japan Cheese Awards 2022において金賞を受賞するというすばらしいニュースもあり、活力ある産業づくりが着実に進んでいるものと実感しております。

デジタル化の推進では、高齢者へのスマホ助成事業により、2月末時点で341人の方が新たにスマートフォンを取得し、高齢者のデジタル化の推進につなげることができました。

マイナンバーカードにつきましては、割愛をさせていただきます。

また、カーボンニュートラルの推進では、昨年9月にゼロカーボンシティー宣言を行うとともに、住宅用太陽光発電設備設置やクリーンエネルギー自動車の購入等に対する補助を実施したほ

か、二酸化炭素吸収源の確保、並びに意識啓発事業として、メープルリーフの森づくりを実施いたしました。また、カーボンニュートラルの達成に向けた取組を行う市民や市内事業者を顕彰するため、カーボンニュートラル基金活用委員会を設立いたしました。

このように、重点施策におきましては一定の成果がございましたが、新たに着手した事業が多く、各施策をさらに推し進めていくためには、令和4年度をベースとした事業の継続、強化を行うことが重要であります。

このため、令和5年度当初予算を重点施策のステップアップ予算と位置づけ、4つの重点施策及び3つのプロジェクトのさらなる推進に加え、デジタル化やカーボンニュートラルの取組を力強く推進してまいります。特に、用地取得の難航により進捗が遅れがちな市道0139号線真弓トンネル整備では、建設課内に新たな専門部署を設け、事業を着実に推進してまいります。

また、先月、私も台湾を訪問し、航空会社や旅行会社にて、本市のPRをしてまいりましたが、月末には台湾との直行便も再開が予定されておりますことから、今後、回復が期待されるインバウンド事業の取り込みに加え、秋からの茨城デスティネーションキャンペーンを積極的に活用し、本市の魅力の発信に努めますとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。

以上、令和4年度の主な実績と令和5年度市政運営に当たり、基本的な考えを述べさせていただきました。

続きまして、令和5年度予算の概要について申し上げます。それぞれの重点施策における主要事業につきまして、ご説明いたします。

「安全安心なまちづくり」につきましては、18億5,033万6,000円を計上いたしました。

近年の集中豪雨等による想定外の災害に備え、河川を適正に維持管理するとともに、今年度実施いたしました市内全域における内水特性や被害の調査・検討結果に基づき、排水ポンプ車を追加整備するとともに、固定型排水ポンプの整備検討を行ってまいります。

また、市民生活の利便性向上と安全安心の確保を図るため、通学路や生活道路など、市道の計画的な改修を行ってまいります。通学路につきましては、引き続き市通学路安全対策協議会や町会と連携を図り、危険箇所の解消や安全対策を図ってまいります。

市道0139号線整備につきましては、強力に事業を推進していきますとともに、その他、市道17路線の整備、橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

高齢者や就学者などに寄り添った交通手段の確保につきましては、自動運転EVバスの実装に向けた取組を進めるとともに、乗り合いタクシーへのAI運行システム導入により、将来にわたる持続可能な新たな公共交通体系の構築を図ってまいります。

また、子育て支援と路線バス活用促進策として、市内の各バス停で自由に乗降できる中学生フリーパスを配布する事業を全国で初めて実施し、公共交通のさらなる活用に努めてまいります。

災害時における高齢者等の避難につきましては、要支援者を対象に、非常持ち出し用リュックを配布し、避難行動の円滑化を図ってまいります。さらに、自主防災会や防災関係機関と連携して避難訓練を実施しながら、避難支援体制の実効性の向上を目指してまいります。

原子力災害時における広域避難計画の実効性の向上につきましては、今年度、福島県への一時

移転訓練を実施いたしました。令和5年度は今年度の検証結果を踏まえ、新たな地区を対象とした広域避難訓練を実施するとともに、他自治体との合同訓練の実施につきましても検討をまいります。

また、災害時を含む緊急時におきましても水道水を安定して供給できるよう、ポンプ場における自家発電設備の新設や老朽化が著しい水道施設の更新を行い、適正な管理を行ってまいります。四季の丘はたそめ区域における公共下水道の抜本的対策につきましては、最優先で進めてまいります。

続きまして「健康で快適な市民生活の実現」につきましては、3億7,806万8,000円を計上いたしました。

健康寿命の延伸に向けたフレイル対策につきましては、フレイルサポーター・トレーナーを増員し、高齢者宅への訪問や商業施設においてフレイルチェックを実施し、フレイル予防対策を推進してまいります。

また、健康づくりやスポーツを気軽に楽しむことのできる施設を充実させるため、新総合体育館整備につきまして、令和9年度の竣工に向けて、引き続き実施設計及び解体工事を実施するとともに、管理運営の検討を進めてまいります。町田運動公園整備につきましても、今後、本體工事を行い、令和7年度中の竣工に向けた整備を進め、地域の幅広い年代がスポーツを気軽に楽しみ、交流のできる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、「少子化人口減少対策」につきましては、9億3,954万6,000円を計上いたしました。

ニーズに合った事業展開により、子育て日本一を目指し、切れ目のない子育て世帯への支援や教育活動の充実等を図ってまいります。特に、子育て世代包括支援センターを中心に、妊婦や子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援の充実に努め、支援が必要なケースの早期発見、対応に努めてまいります。

また、小中学校における教育活動の充実につきましては、心の教育を基盤とした教育活動を推進するとともに、不登校や問題行動等への対応として、Q Uアンケートやスクールカウンセラーを積極的に活用し、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

東部地区への企業誘致による働く場の確保と買物環境の整備につきましては、C街区の官民連携複合施設の建設を進めるほか、残る区画への企業誘致を進め、雇用の創出と地域経済の活性化を図るとともに、本市のにぎわいと交流を育む魅力ある拠点として整備を着実に進めてまいります。

続きまして、「活力ある産業づくり」につきましては、9億2,686万3,000円を計上いたしました。

農林畜産業の振興につきましては、引き続き耕作放棄地の抑制、有害鳥獣等被害防止対策、森林整備等に対する多様な補助を実施してまいります。

また、販路の拡大や農産物の高品質化、畜産農家の生産性向上等へ支援を実施するほか、道の駅ひたちおおたを中心とした販路拡大を推進してまいります。

さらに、貨客混載事業による供給を進めてまいります。

また、農地利用や保全等を計画的に進めるための地域計画を策定し、担い手の確保及び農地の適切な利用の促進を図ってまいります。担い手育成につきましては、引き続き、新規就業者等に対する初期投資費用等への補助を行うとともに、今後は、地域の特性を生かした高収益作物栽培への転換や経営拡大にチャレンジする生産者を支援し、産地の生産基盤の強化を図ってまいります。

林業につきましては、高性能林業機械の導入経費の補助を拡充し、民有林の整備を推進するほか、市有林につきましては、市内林業経営体と新たな協定を締結し、適切な管理に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、日立市や大子町と共に関東経済産業局と包括連携協定を結び、商工業の振興に向けた様々な取組を進めてまいります。

新たに空き店舗改修補助や自治金融制度等の利子補給事業及びBCP策定に対する補助制度の創設などにより、引き続き、市内企業が実施する販路拡大や経営革新、DX等の取組を支援してまいります。

次に、観光の振興でございますが、国内の観光需要の回復に対応するため、引き続き、プレミアム付旅行券の発行や団体旅行支援等により、誘客促進を図ってまいります。さらに、茨城destinationキャンペーン事業の積極的な活用や、竜神峡エリアでの新たなアクティビティの検討による本市の観光資源のブラッシュアップにより、交流人口の拡大を図ってまいります。

また、茨城空港への台湾定期便再開や韓国ソウルとのチャーター便運航など、今後、回復が期待されるインバウンドに対応するため、先月の台湾における営業活動を生かし、台湾をはじめとする外国人観光客の誘客に積極的に取り組んでまいります。

次に、デジタル化の推進でございますが、県内初となるアプリとデジタルカードを併用したデジタル通貨によるプレミアム付商品券を発行し、地域内経済の好循環の創出及びキャッシュレス決済の普及を図ってまいります。

次に、カーボンニュートラルの推進でございますが、新年度に策定する第4次環境基本計画に併せ、第3次地球温暖化対策実行計画や気候変動に適應する計画を策定し、ゼロカーボンシティの推進を図ってまいります。

また、今年度設置をいたしましたカーボンニュートラル基金を活用し、市民等の活動に対し顕彰を行い、広く意識の啓発を図ってまいります。

最後に、行財政運営等についてでございます。

将来の世代に過度の負担を先送りしない持続可能な財政運営を進めるため、この2年間、PDCAサイクルに基づく事業の改善・見直しを徹底し、効果的かつ効率的な行財政運営に努めてまいりました。

今後も引き続き、徴収業務の一元化により、市税や保険料などの徴収率向上に努めるとともに、公共施設等の整理、公営企業及び第3セクターの経営の健全化に努めてまいります。

また、施設の適正管理の推進につきましては、これまで、公共施設等総合管理計画及び再配置

計画に基づき、施設の廃止や統廃合を進めてまいりました。今後も、将来のよりよい公共施設の在り方と財政の健全化に向けて、市民の皆様と合意形成を図りながら、着実に進めてまいります。

また、行政情報を正確かつ分かりやすく伝えるため、広報紙・お知らせ版の内容充実を図ってまいりました。今後は、市内外の多くの方にも市の情報や魅力を伝えるため、今月から運用を開始する行政情報アプリの周知を進めるとともに、SNS及びマスメディア、並びに各種広報媒体を活用し、引き続き、効果的かつ戦略的な情報発信を図ってまいります。

以上、令和5年度の市政の運営に当たり、基本的方針と新年度予算の概要を申し上げます。

常陸太田市は、今、一步ずつ目に見えて前進をしております。この歩みを止めることなく、コロナ禍により大きな影響を受けた地域経済を回復し、常陸太田市が元気になるよう、また、住みやすいまちになるよう、市民のため、次の世代のためにベクトルを合わせ、職員一丸となって全力を尽くしてまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、条例の制定が3件、条例の改正3件、関係条例の整理4件、条例の廃止1件、訴えの提起1件、市道路線の廃止認定それぞれ1件、令和4年度補正予算9件、令和5年度当初予算8件、合わせまして31件でございます。また、議会最終日に人事案件3件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、それぞれ副市長、担当部長よりご説明をさせていただきます。

議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第2号

○藤田謙二議長 次、日程第3、議案第2号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第2号について、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、本日の資料一覧中、ファイル名が02補正予算書（議案第2号）をお開き願います。

令和5年第2回常陸太田市議会定例会補正予算書の2ページをご覧ください。

議案第2号は、令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第4号）でございます。

3ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量の補正でございますが、（3）の主要な建設改良事業につきまして、3,080万円を追加するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。補填財源等につきましては、ご覧のとおりでございます。支出の第1款第1項建設改良費を3,080万円追加するものでございます。補正内容の詳細につきましては、補正予算書、明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、13ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目1節の委託料の補正につきましては、先月21日に開催されました全員協議会においてご説明をさせていただきましたように、四季の丘はたそめ区域における公共下水道の見直し方針により、急ぎ抜本的対策を進めるため、説明欄記載のとおり、新たに追加整備いたします機初幹線管路の詳細設計委託料3,080万円を追加させていただくものでございます。

なお、4ページから12ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと思います。

議案第2号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

○藤田謙二議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○藤田謙二議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○藤田謙二議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第4号）について、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議案第3号ないし議案第16号

○藤田謙二議長 次，日程第4，議案第3号常陸太田市公共施設等総合管理基金の設置，管理及び処分に関する条例の制定について，議案第4号常陸太田市中心企業・小規模企業振興条例の制定について，議案第5号常陸太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について，議案第6号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について，議案第7号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第8号常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について，議案第9号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について，議案第10号民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について，議案第11号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について，議案第12号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理について，議案第13号常陸太田市緑地広場の設置及び管理に関する条例の廃止について，議案第14号訴えの提起について，議案第15号常陸太田市道路線の廃止について，議案第16号常陸太田市道路線の認定について，以上14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして，ご説明いたします。

恐れ入りますが，ファイル名01議案書（議案第3号から議案第16号）と表記されているファイルをお開き願います。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号は，常陸太田市公共施設等総合管理基金の設置，管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが，常陸太田市公共施設等総合管理計画の着実な推進のため，本条例を制定するものでございます。

条例制定の背景でございますが，本市の公共施設等については，その多くが経年使用により，一般財源による建物や設備の維持補修，修繕等に係る費用が年々増加傾向にあることから，今後必要となる大規模改修工事等に向けた財源の確保を図るものでございます。

条例案についてご説明いたします。

恐れ入りますが，5ページをご覧ください。

第1条は，設置の目的でございます。公共施設等の長期にわたる着実な維持管理及び適正な配置を推進するため，常陸太田市公共施設等総合管理基金を設置するものでございます。

第2条は，積立てでございます。積み立てる額は，一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

第3条は，管理でございます。基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとしております。

第4条は，運用益金の処理でございます。基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，この基金に編入するものでございます。

第5条は、繰替運用でございます。財政上必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができるものとするものでございます。

第6条は、処分でございます。この基金は、公共施設等の維持管理及び適正な配置を推進するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるものとするものでございます。

第7条は、委任規定でございます。

附則でございますが、本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

議案第3号は、以上でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

議案第4号は、常陸太田市中小企業・小規模企業振興条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、本市の地域経済と雇用の基盤を支え、地域経済の発展と市民生活の向上に重要な役割を果たしている中小企業及び小規模企業の振興に向けて、基本理念、市の責務及び中小企業等の振興に関する施策の基本となる方針を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次ページをご覧ください。

まず、第1条は目的でございます。先ほどの提案理由でも申し上げましたように、中小企業等の振興について、基本理念、市の責務や基本方針等を定め、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とするものでございます。

第2条は、定義でございます。中小企業、小規模企業、大企業及び商工会等の用語の意義を定めております。

第3条は、基本理念でございます。

次ページをご覧ください。

第1号として、中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。第2号として、地域経済の発展、雇用の創出又は市民生活の向上に資すること。第3号として、国をはじめ、中小企業等に関係する様々な機関及び市民が中小企業等の役割の重要性を理解し、連携及び協力をすることを推進することとしてございます。

第4条は、基本的施策として、市が中小企業等の振興に関する施策の実現に当たっての基本を規定してございます。

第1号として、経営基盤強化及び経営革新の推進に関すること。第2号として、新たな事業展開及び販路拡大の推進に関すること。第3号として、人材の確保及び育成の推進に関すること。第4号として、事業承継の円滑化の推進に関すること。第5号として、資金調達の円滑化の推進に関すること。第6号として、従業員の労働環境の整備及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組の推進に関すること。第7号として、創業の促進に関すること。第8号として、企業の誘致及び新産業の創出に関すること。その他、第9号に情報の収集及び提供、第10号として、市長が基本理念の実現に必要と認めることを定めてございます。

第5条は、市の責務でございます。

第1項として、市は、基本理念にのっとり、中小企業等の的確な実態把握に努め、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進すること。第2項として、施策を実施するために必要な財政措置を講ずるよう努めること。第3項として、工事の発注等に当たり、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争に留意しつつ、中小企業等の受注機会の増大に配慮すること。第4項として、中小企業等の果たす役割の重要性について、市民への理解を深めることに努めることとしております。

第6条は、中小企業等の役割でございます。

第1項として、基本理念にのっとり、経済的・社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新又は創業及び経営基盤の強化に努めること。第2項として、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域づくりに積極的に取り組むとともに、環境との調和に配慮し、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めること。第3項として、雇用機会の確保及び人材の育成を図るとともに、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的に努めること。第4項として、市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品、並びに提供されるサービスの利用に努めること。第5項として、経営能力の向上を図るため、地域経済団体へ積極的に加入するよう努めることとしております。

第7条は、大企業の役割として、基本理念にのっとり、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業等の重要性について理解を深め、中小企業等の持続的な発展に貢献するよう努めることとしております。

第8条は、商工会の役割でございます。

第1項として、中小企業等の経営力の向上、経営の革新及び経営基盤の強化、並びに創業等への支援に積極的に取り組むこと。第2項として、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、商工会の事業活動に反映するよう努めること。第3項として、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進に連携し、及び協力するよう努めることとしております。

第9条は、金融機関の役割として、円滑な資金の供給、経営相談その他の方法を通じて、中小企業等が経営の革新及び経営基盤の強化、並びに創業等に取り組むことができるよう支援することや、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めることとしております。

第10条は、支援機関等の役割として、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営改善及び向上の取組を促進するため必要な支援を行うことや、中小企業等の振興に関する施策の実施に協力するよう努めることとしております。なお、ここで言う支援機関等とは、中小企業診断士や税理士会、法人会などを想定しております。

第11条は、市民の理解と協力としまして、中小企業等の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業等を支援する観点から、市内で生産、製造及び加工される製品、並びに提供されるサービスの利用に努めるとともに、中小企業等の振興に関する施策の実施に協力するよう努めることとしております。

第12条は、災害時等における事業継続として、市は、自然災害又は感染症等の影響により、中小企業等の事業の継続に影響が出ないよう関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとしております。

附則でございますが、本条例を本年4月1日から施行するものでございます。

本条例の施行を機に、さらなる中小企業・小規模企業の振興に取り組んでまいります。

議案第4号は、以上でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

議案第5号は、常陸太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、「個人情報の保護に関する法律」の地方公共団体に係る規定が、令和5年4月1日から施行されるため、本条例を制定するものでございます。

12ページをご覧ください。

第1条は、趣旨でございます。「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、定義でございます。

第3条は、開示請求に係る手数料でございます。開示請求に係る手数料を文書1件当たり300円とするとともに、写しの交付や送付に要する費用負担を定めるものでございます。

第4条は、実施状況の公表でございます。毎年度、実施機関における実施状況を取りまとめ、公表することを定めるものでございます。

附則でございますが、第1条は施行期日でございます。本条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、本年4月1日に現行の常陸太田市個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3条及び第4条は、経過措置でございます。現行条例の廃止に伴う経過措置として、条例廃止後においても条例廃止前の個人情報の保護を定めるものでございます。

議案第5号は、以上でございます。

続きまして、少し飛びまして、48ページをご覧ください。

議案第6号は、常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、天下野診療所の診療日及び診療時間の見直しにつきましては、昨年の12月議会で議案第23号として議決をいただいているところではございますが、議案の議決後、市医師会において、診療日・診療時間を増やすことができることになりましたことから、議決いただいた改正条例を見直すものでございます。

49ページをご覧ください。

条例中、別表第1の診療日と診療時間についての改正でございます。

12月議会の改正では、診療日を火曜日、木曜日、金曜日、第3・第5を除く土曜日に、診療時間につきましては、午後0時30分から午後2時30分までに変更しました。

今回の改正案では、月曜日と第1・第4火曜日は午後2時から午後4時半まで、第2、第3、第5火曜日、水曜日、木曜日は午前9時から午後0時30分までと、午後2時から午後4時半まで、第1、第2、第4及び第5土曜日は午後9時から午後0時30分までに変更します。

50ページをご覧ください。

附則でございますが、12月議会の改正では、令和4年4月1日からの施行としておりましたが、今回は改正する前の条例改正となりますことから、公布の日からの施行とするものでございます。

議案第6号は以上でございます。

続きまして、52ページをご覧ください。

議案第7号は、常陸太田市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、市営住宅の一部を用途廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、54ページをご覧ください。

市営住宅の名称、位置等について規定しております別表第1につきまして、幡町団地1を8戸からゼロとすることから廃止、幡町団地2を8戸からゼロとすることから廃止、新宿町団地4を20戸から15戸へ、松平団地1を8戸からゼロとすることから廃止するものでございます。

恐れ入りますが、53ページへお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第7号は、以上でございます。

続きまして、55ページをご覧ください。

議案第8号は、常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「博物館法の一部を改正する法律」が令和4年4月15日に公布され、本年4月1日から施行されるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

恐れ入りますが、57ページをご覧ください。

第1条は、条例制定の趣旨に関する規定でございます。現在、根拠を「博物館法」第18条としておりますが、法改正により本条が削除されますことから、公の施設の設置や管理等に関して条例制定を規定している「地方自治法」第244条の2第1項に改めるものでございます。

第3条は、管理に関する規定でございます。現行、根拠を「博物館法」第19条としておりますが、本条が削除されますことから、教育委員会が博物館を管理等すると規定している「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に改めるものでございます。

第7条第4号は、現行第1条で「博物館法」を「法」と規定しておりますが、当該規定を削除しますことから「博物館法」と明記するものでございます。

第14条は、法の改正に伴い条ずれが生じておりますことから繰り下げますとともに、協議会の根拠規定である第1項を明記するものでございます。

恐れ入りますが、56ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第8号は、以上でございます。

続きまして、58ページをご覧ください。

議案第9号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由でございますが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、「個人情報の保護に関する法律」の地方公共団体に関する規定が、本年4月1日から施行されるため、関係条例の整理を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

64ページをご覧ください。

今回、一括改正いたします条例は2条例でございます。

初めに、常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正でございます。

第1条の設置の目的、第2条の所掌事務及び第6条の定義では、「個人情報の保護に関する法律」の規定を追加や字句の整理をしてございます。

また、第2条の第2項に実施機関を明記しております。

第6条につきましては、本条例の用語を定義するものでございます。

その他、第6条の定義を踏まえた字句の整理や条ずれなどの整理を行うものでございます。

68ページをご覧ください。

常陸太田市情報公開条例の一部改正でございます。

第1条目的から70ページ、第7条行政文書の開示義務までは、字句の整理を行うものでございます。

第7条第1項第2号柱書きでは、個人情報に電子データ等も含まれることを明記してございます。

次のページをご覧ください。

同条同号ウについては、国家公務員や独立行政法人等の職員を情報公開条例上、不開示としないことを明記してございます。

同条第3号では、行政機関が個人情報を加工した匿名加工情報等についても、本条例時を開示されることを規定してございます。

これ以降、77ページの第17条手数料の規定までは、字句の整理をしてございます。加えまして、第17条第1項につきましては、「個人情報の保護に関する法律」施行条例の開示請求等に関する手数料との整合性を図るため、手数料の改正を行うものでございます。

以降、第30条まで字句の整理となっております。

議案書63ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第9号は、以上でございます。

続きまして、80ページをご覧ください。

議案第10号は民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由でございますが「民法等の一部を改正する法律」が令和4年12月16日に公布され、同日から施行されたため、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を設けております関係条例を一括して改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、82ページをご覧ください。

今回一括改正いたします関係条例は、2条例でございます。

まず、常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。表の右側、現行欄に記載の懲戒に係る権限の濫用禁止について規定しております第13条を、左側、改正案のとおり、削除とするものでございます。

次に、83ページをご覧ください。

常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましても、同様に第26条の規定を削除とする一部改正をするものでございます。

恐れ入りますが、81ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第10号は、以上でございます。

続きまして、84ページをご覧ください。

議案第11号はこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由でございますが、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が令和4年6月22日に公布され、本年4月1日から施行されるため、関係条例の整理を行うものでございます。

この法律は「こども家庭庁設置法」の施行に伴い、「子ども・子育て支援法」や「学校教育法」の規定を引用しております関係条例について、条項のずれが生じますことから、一括して改正するものでございます。

恐れ入りますが、85ページをご覧ください。

今回一括改正いたします関係条例は、3条例でございます。

まず、第1条として、常陸太田市子ども・子育て会議設置条例、第2条として、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第3条として、常陸太田市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正を行います。

具体的な改正につきましては、後ほど新旧対照表にてご確認お願いいたします。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第11号は、以上でございます。

続きまして、101ページをご覧ください。

議案第12号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由でございますが、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和4年11月30日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が同年12月28日に公布され、両省令共に本年4月1日から施行されるため、関係条例の整理を行うものでございます。

今回一括改正いたします関係条例は、2条例でございます。

内容につきましては、改正が多岐にわたりますことから、別ファイル資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻りいただきまして、【附属資料】議案第12号をお開きいただき、令和5年第2回市議会定例会議案第12号資料、表題、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴う関係条例の整理についてをご覧ください。

1は、改正の背景でございます。園児が、送迎バスに置き去りにされるなどの重大事故が繰り返し発生する中、児童の安全確保に関する取組が義務付けされたことから、関係条例の整理を行うものでございます。

2は、改正条例の内容でございます。

まず、第1条として、常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

表の左側、厚生労働省令第159号に関する改正でございますが、第5条の2と第11条の2を新たに追加し、第12条第2項を一部改正いたします。

まず、第5条の2は、安全計画の策定等を事業者が義務づける内容となっております。具体的には、①安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じること。②職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。③保護者との連携確保に向けて、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。④定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うことを規定いたします。

なお、米印に記載のとおり、既に放課後児童クラブ運営指針により、一定の安全に関する取組が行われていることから、①から③については、経過措置として令和6年3月31日までの間、努力義務とする規定を附則に設けます。

第11条の2は、事業者が業務継続計画の策定等の努力義務を求める内容となっております。具体的には、①感染症や非常災害の発生時に支援の提供の継続や早期の業務再開に向けた業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めることを規定いたします。

第12条第2項は、衛生管理等の一部改正でございます。事業者は職員に対し、感染症及び食

中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的
に実施するよう努めること、と事業者が取るべき措置を明確にするものでございます。

次に、表の右側、厚生労働省令第175号に関する改正でございますが、新たに追加いたしま
す第5条の3については、自動車を運行する場合の所在の確認として、①利用者の乗車及び降車
の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認することを規定いたします。

次に、第2条は常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正でございます。

表の左側、厚生労働省令第159号に関する改正でございますが、第7条の2を新たに追加し、
第10条及び第14条第2項を一部改正いたします。

まず、第7条の2は、安全計画の策定等を事業者に義務づける内容となっております。具体的
には、先ほどの常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正と同様でございます。

次に第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の一部改正
でございます。具体的には、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設する場合、これま
で本条のただし書で特有の設備や専従の人員を求めていたものを、保育に支障がない場合に限り、
併設する施設の設備及び職員を兼ねることができるとするものでございます。

第14条第2項衛生管理等は、常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正と同様でございます。

次に、表の右側、厚生労働省令第175号に関する改正でございますが、新たに追加いたしま
す第7条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認として、①乳幼児のために自動車を運行す
る場合、乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により乳幼児の所在を確認すること。②乳
幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合、当該自動車に乳幼児の見落としを防止
するブザー等の装置を備え、降車時の乳幼児の所在を確認することを規定いたします。

なお、米印に記載のとおり、経過措置として、ブザー等による乳幼児の見落とし防止が困難な
場合、令和6年3月31日までの間、ブザー等の設置に代わる措置を講じて、乳幼児の所在の確
認を行わなければならないとの規定を附則に設けます。

恐れ入りますが、議案書の104ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第12号は、以上でございます。

続きまして、112ページをご覧ください。

議案第13号は、常陸太田市緑地広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてございま
す。

提案理由でございますが、本施設の開設当初から維持管理をしていただいております任意団
体から、維持管理の継続が難しい旨の申出があり、また、施設の維持管理を行う団体等もなく、
施設の設置趣旨を遂行していくことが困難であることから、施設を用途廃止するため、本条例を
廃止するものでございます。

113ページをご覧ください。

附則でございますが、第1項として、本条例は本年4月1日に施行するものでございます。

第2項として、本施設の廃止に伴い、常陸太田市公共施設の暴力団等排除に関する条例から、本条例を削除等するものでございます。

議案第13号は、以上でございます。

続きまして、114ページをご覧ください。

議案第14号は、訴えの提起についてでございます。

下記の訴えを提起いたしたく、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容については、別資料にてご説明いたします。

次の115ページの別紙、訴えの提起概要をご覧ください。

常陸太田市宮本町字田町323番1ほか7筆の土地は、道路事業に必要な用地であるため、用地の取得を進めてきました結果、現在までに持分10分の9が常陸太田市の所有となっております。残りの持分10分の1の登記簿名義人の下記相続人8名のうち、7名は所有権移転の交渉に応じていただいておりますが、残りの1名は交渉に応じていただけない状況でございます。

市の持分が10分の9を占めることから、共有物分割請求訴訟のうち、代償分割請求の方法により、残る10分の1の用地を取得するため、常陸太田市宮本町字田町323番1ほか7筆の土地登記簿名義人の相続人8名に対して、訴えを提起するものでございます。

1の土地の表示でございますが、常陸太田市宮本町字田町323番1から常陸太田市宮本町字田町323番10までの8筆でございます。地目・地積は記載のとおりでございます。

続きまして、2の被告となるべきものでございますが、茨城県日立市田尻町2丁目3番6号の田尻一枝氏のほか、次の116ページの(8)田尻勤氏までの8名でございます。

恐れ入りますが、114ページにお戻り願います。

3の本件に関する取扱いに記載のとおり、本訴訟は弁護士に委任して行います。

議案第14号は、以上でございます。

続きまして、117ページをご覧ください。

議案第15号と第16号の2議案につきましては、市道路線の廃止認定に関する議案となります。本来であれば、ご審議いただきます市道路線の位置等につきましては、図面に基づいてご説明するところでございますが、位置図と配置図をファイル名【附属資料】議案第15号・第16号として、タブレット上の本日の会議資料に収納するとともに、共有資料といたしまして、別途、議会事務局に配付させていただいておりますので、本日の説明は議案書による説明とさせていただきます。市道路線の位置図等につきましては、後ほどご確認いただきたく存じます。ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案についてご説明いたします。

議案第15号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、現況市道の見直しに伴う市道路線の整理を行い、市道路線を廃止す

るため、「道路法」第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

118ページをご覧ください。

今回、廃止を予定しております市道の一覧表でございます。市道金1B54号線から123ページの最下段、市道金4B831号線までの71路線につきましては、形式上、市道としての認定基準を満たしてはいるものの、現地確認の結果、墓地や山林への連絡道や農地への作業用道路、その他、限定的な利用状況で一般の用に供していない道路であることを確認いたしました。

また、市道路線としての廃止後は、法定外道路として市が管理すること、家屋が隣接している道路につきましては、地元への説明を行った上で「道路法」の適用から除外するものでございます。

議案第15号は、以上でございます。

続きまして、124ページをご覧ください。

議案第16号は、常陸太田市道路線の認定についてでございます。

提案理由でございますが、茨城県が施工する県道整備に伴う旧道移管による市道路線を認定するため、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

125ページをご覧ください。

市道里8-9197号線につきましては、県道茨城大子線の里川町地内の整備に伴う旧道区間を市道として認定するものでございます。

なお、この路線につきましては、茨城県と管理の移管に向けた協議や現地確認を行い、県において整備を行った後に、市へ移管される予定となっております。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第5 議案第17号ないし議案第24号

○藤田謙二議長 次、日程第5、議案第17号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）について、議案第18号令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第19号令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第20号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第22号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第23号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第24号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第5号）について、以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

ファイル名03補正予算書（議案第17号から議案第24号）のファイルをお開きいただきまして、1ページをご覧ください。

私からは、議案第17号から議案第20号までの4件についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

議案第17号は、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）でございます。

3ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9億8,394万4,000円を減額し、総額を264億6,317万2,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、14ページをご覧ください。

歳入でございます。

2段目の14款1項5目商工使用料の補正につきましては、竜神大吊橋使用料について、渡橋者数が当初見込みより減少する見込みとなりますことから、1,383万8,000円を減額するものでございます。

3段目の15款1項2目衛生費国庫負担金の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の接種見込み回数が見込みより5万回ほど減少する見込みでありますことから、7,649万9,000円を減額するものでございます。

最下段の同款2項1目総務費国庫補助金のうち、右側説明の欄、1行目の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補正につきましては、当初予算で計上しておりました自動運転車両及び電動キックボードの実証実験の財源として、国から交付決定されたことに伴い、2,013万2,000円を追加するものでございます。

2行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正につきましては、今回の補正の財源として追加、減額の合計が、予算上、4,484万4,000円の減額となるものでございます。

なお、予算書には計上されていませんが、令和4年度予算において、一般財源で行うこととしていた事業の財源に充当することで、交付限度額満額の交付申請を行ってまいります。

15ページをご覧ください。

上段は、款項の記載はございませんが、15款2項国庫補助金でございます。2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のうち、右側説明の欄3行目の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金の補正につきましては、該当世帯数を当初、令和3年の所得の状況から5,564世帯と見込んでおりましたが、最終的な申請世帯数が4,791世帯となったため、773世帯分、3,865万円を減額するものでございます。

同款同項6目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金のうち、右側説明の欄3行目の学校施設環境改善交付金の補正につきましては、本市が要望しておりました機初小学校及び峰山小学校の照明のLED化について、本年1月27日付で国の補助内定があったことに伴い、1,044万2,000円を追加するものでございます。

16ページをご覧ください。

2段目の16款2項1目総務費県補助金のうち、右側説明の欄2行目の新たな移動サービス導入等支援事業費補助金の補正につきましては、当初予算で計上しておりました、予約型乗り合いタクシーAI運行システム導入調査業務の財源として、県から交付決定されたことに伴い、247万9,000円を追加するものでございます。

同款同項4目農林水産業費県補助金のうち、右側説明の欄一番下、多面的機能支払交付金の補正につきましては、県の予算配分額の確定により851万9,000円を減額するものでございます。

17ページをご覧ください。

3段目の18款1項1目一般寄附金の補正につきましては、里美ふるさと振興公社が公益法人から一般財団法人に移行した際、作成しました公益目的支出計画では、小里牧場の管理・運営事業等を行うための支出に対する税の優遇措置分について、小里牧場の廃止に伴い、本年度から令和38年度まで本市へ寄附することに変更しましたことから、308万円を追加するものでございます。

最下段の19款2項1目財政調整基金繰入金の補正につきましては、各事業費の確定などにより、歳出予算が減額となりましたことから、3億3,591万4,000円を減額するものでございます。

同款同項2目減債基金繰入金の補正につきましても、財政調整基金繰入金と同様、3億4,899万円を減額するものでございます。

同款同項6目県北教育旅行推進事業基金繰入金の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容の見直しや受入れ人数が当初見込みよりも少なかったことにより、1,713万9,000円を減額するものでございます。

18ページをご覧ください。

最下段の21款4項3目の3節雑入のうち、右側説明の欄1行目の売電収入の補正につきましては、里美風力発電設備の売電収入が当初見込みよりも少なかったことから、1,272万5,000円を減額するものでございます。

19ページをご覧ください。

下段の22款1項1目衛生費の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします、上下水道部が行う安全対策事業費への一般会計出資金額が確定したことに伴い、1,430万円を減額するものでございます。

同款同項3目土木債のうち、右側説明の欄1行目の道路橋梁整備事業債の補正につきましては、日立電鉄跡地線、真弓鳴内線整備事業費が確定したことに伴い、410万円を減額するものでございます。

2行目の公共事業等整備事業債の補正につきましては、上河合町から栗原町に架かる東橋の長寿命化整備事業費が確定したことに伴い、870万円を減額するものでございます。

同款同項5目過疎対策事業債のうち、右側説明の欄1行目の過疎地域自立促進特別事業債の補正につきましては、交通対策事業費が確定したことに伴い、270万円を減額するものでござい

ます。

2行目の林道整備事業債の補正につきましては、奥久慈グリーンライン林道整備事業費が確定したことに伴い、530万円を減額するものでございます。

3行目の道路橋梁整備事業債の補正につきましては、和田岩手線、吹上戸屋下線、繁寺前線の整備事業費が確定したことに伴い、400万円を減額するものでございます。

4行目の運動公園整備事業債の補正につきましては、町田運動公園、大里ふれあい広場整備事業費が確定したことに伴い、370万円を減額するものでございます。

同款同項6目合併特例事業債のうち、右側説明の欄1行目の道路橋梁整備事業債の補正につきましては、新宿天神林線、市道0139号線の整備事業費が確定したことに伴い、2,400万円を減額するものでございます。

2行目の新市街地開発促進事業債の補正につきましては、東部土地区画整理事業の事業費が確定したことに伴い、220万円を減額するものでございます。

同款同項10目教育債の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします機初小学校及び峰山小学校における照明のLED化事業の財源として、2,040万円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、20ページからは歳出でございますが、今回の補正につきましては、年度末を迎え、各事業費の確定や、これに伴う国県補助金の返還、契約差金などが補正の主な原因となっておりますので、新たに追加する事業について、別添資料にてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻りいただき、【附属資料】議案第17号をお開き願います。

令和4年度一般会計補正予算（第12号）概要でございます。

1ページは、新型コロナウイルス感染症対策、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業でございます。

1は、交通対策事業でございます。予算措置は、2款1項14目交通対策費の18節負担金、補助及び交付金から1,405万9,000円を減額するものでございます。

右側、事業内容欄をご覧ください。

上段の地域間幹線系統路線バス事業者支援として、中段の高速バス事業者支援を追加し、下段の地方バス路線維持補助金の減額を合わせて行うものでございます。

それぞれ内容をご説明いたします。

上段の地域間幹線系統路線バス事業者支援として、1,300万円を追加いたします。

左側、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の減少により減収が顕著である地域間幹線路線バス事業者に対し、運行継続のため、支援金を支給するものでございます。

対象は、令和4年4月から12月までの間に、売上げが令和元年同月比で50%以上の減少と

なった月のある地域間幹線路線バス事業者でございます。

支給額は、バスを運行した日、1日当たり上限3万9,000円。支給対象期間は、令和4年4月から令和5年3月まで。支給時期は3月中でございます。

中段の高速バス事業者支援でございますが、670万円を追加いたします。

左側、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の減少により減収が顕著である高速バス事業者に対し、運行継続のため支援金を支給するものでございます。

対象者は、令和4年4月から12月までの間に、売上げが令和元年同月比で50%以上の減少となった月のある高速路線バス事業者でございます。

支給額は、バスを運行した日、1往復当たり上限1万9,200円。支給対象期間は、令和4年4月から令和5年3月まで。支給時期は3月中でございます。

下段の地方バス路線維持補助金の減額でございます。3,375万9,000円を一般財源活用事業費から減額いたします。

1といたしまして、当初予算に計上した地方バス路線維持補助金に替えて、上記の地域間幹線系統路線バス事業者支援及び高速バス事業者支援を行うことにより、事業費を減額するものでございます。

併せまして2でございますが、当初予算及び補正予算におきまして、同一の款項目節に計上しておりました下記(1)から(4)までの補助金及び支援金につきまして、事業費の確定により、記載の金額を減額するものでございます。

2は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援でございます。

予算措置は、3款1項1目社会福祉総務費に、10節需用費、11節役務費の事務費並びに18節負担金、補助及び交付金、合わせまして、4,832万2,000円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給するものでございます。

対象は、(1)の、令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯が4,774世帯、(2)の令和4年1月から12月までの間に家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が住民税非課税と同様の事情にあると認められる世帯が15世帯でございます。

支給額は一律1万円、支給時期は3月中でございます。

3は、指定管理者電力価格高騰支援でございます。

予算措置は、3款1項8目社会福祉施設費から9款6項4目体育施設費の、こちらに記載の5科目にそれぞれ18節負担金、補助及び交付金、合わせまして160万円を追加するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

事業内容でございますが、コロナ禍において、電力価格高騰の影響が特に大きい高圧電力契約

による電力供給を受けている公共施設の指定管理者に対し、支援金を支給するものでございます。

対象者は、本市の指定管理施設のうち、高圧電力を利用する施設を管理する事業者で、令和4年度の電気料金において、実績見込額が事業計画額よりも増加している施設を管理する事業者で、これらに記載の10社でございます。

支援額は、本市の指定管理施設のうち、高圧電力を利用する施設において、小売電気事業者から供給を受けた令和4年4月分から9月分までの6か月分の使用電力量の総量に係る支払い済みの電気料金のうち、任意に選択した3か月分の使用電力量の総量に、1キロワットアワー当たり2円を乗じた金額といたしまして、事業者名の後に記載の金額が、各事業者への支援額でございます。この支援額につきましては、米印の1つ目に記載のとおり、令和4年度一般会計補正予算(第8号)により行いました市内事業者への支援と同様の内容となっております。

最下段、合計でございますが、新型コロナウイルス感染症対応、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業といたしまして、3,586万3,000円を追加するものでございます。

2ページをご覧ください。

その他の追加補正でございます。

1は、下水道事業等会計への繰り出しでございます。

予算措置は、7款5項1目下水道費に、18節負担金、補助及び交付金1,484万7,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、公共下水道事業の不適切対応により発生した不具合等への対策費用の一部に充てること並びに早期の問題解消による社会的信用の回復に資することを目的に、特別職及び職員の給与を減額するために提出した、令和4年議案第85号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてが修正可決されたことを受け、町会や自主返納分と合わせまして、公共下水道事業の不適切対応により発生した不具合等への対策費用の一部に充当するものでございます。

下記の職員給与減額等一覧のとおり金額を国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計におきましては、一般会計からの繰出金を減額し、公営企業会計におきましては、19款1項4目公営企業会計繰入金で一度歳入いたしまして、下水道事業等会計に繰り出すものでございます。

なお、本繰り出しにつきましては、事業の進捗状況に合わせて、繰越しいたします。

2は、小学校整備事業でございます。

予算措置は、9款2項1目小学校の学校管理費に、12節委託料及び14節工事請負費合わせまして、3,102万円を追加するものでございます。

財源は、事業費の3分の1を国の学校施設環境対策交付金を、残る3分の2を地方債で充てたいたします。

事業内容でございますが、本市が要望しておりました小学校の照明のLED化について、本年1月27日付で文部科学省の補助内定があったことに伴い、整備を実施するものでございます。

対象施設は、峰山小学校の校舎、機初小学校の校舎及び屋内運動場で、整備完了予定は令和5

年度中でございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、ファイル名02補正予算書（議案第17号から議案第24号）にお戻りいただきまして、8ページをご覧ください。

第2表は繰越明許費でございます。

資材の調達や関係機関等との調整に日時を要したものの、国補助の採択に伴い、新年度事業として実施するものなど、1行目の山田地域交流センター整備事業から9ページの最終行、新体育館整備事業までの合計20事業をそれぞれの金額の範囲において、翌年度に繰り越すものでございます。

10ページをご覧ください。

第3表は債務負担行為補正でございます。

1の変更でございますが、令和4年度一般会計補正予算（第9号）において追加をいたしました、天下野診療所指定管理業務につきまして、議案第5号のとおり、診療日及び診療時間を変更することに伴い、限度額を変更するものでございます。

11ページをご覧ください。

第4表は地方債補正でございます。

1の追加につきましては、小学校における照明のLED化事業の財源とするため、追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2の変更でございますが、市債対象事業費の確定により、限度額合計を左側の17億4,861万7,000円から右側の17億1万7,000円に減額するものでございます。

議案第17号は以上でございます。

続きまして、72ページをご覧ください。

議案第18号は、令和4年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

73ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,155万5,000円を減額し、総額を53億7,377万2,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、78ページをご覧ください。

歳入でございます。

上段の5款1項1目利子及び配当金の補正につきましては、支払準備基金利子の増額に伴うものでございます。

2段目の6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、国の負担金等の確定によるもの、及び歳出予算の減額補正によるものでございます。

最下段の6款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出予算調整による減

額でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、79ページからは歳出でございますが、今回の補正につきましては、費用の確定、または契約差金などが補正の要因となっておりますので、主なものを中心にご説明させていただきます。

上段の1款1項1目一般管理費の補正のうち、2節給料4節共済費及び2段目の同款2項1目徴税総務費の2節給料につきましては、育児休暇を取得している職員分などについて、減額するものでございます。

最下段の同款3項運営協議会費の補正につきましては、協議会開催回数の減や研修会の中止などにより、合わせまして14万7,000円を減額するものでございます。

80ページをご覧ください。

3段目の2款3項出産育児諸費及び4段目の同款4項葬祭諸費の補正につきましては、当初見込みよりも少ないことから、合わせまして144万1,000円を減額するものでございます。

81ページをご覧ください。

上段の5款2項特定健康診査等事業費の補正につきましては、集団検診について受診者が見込みよりも少ないと見込まれることから、483万2,000円を減額するものでございます。

最下段の7款1項償還金及び還付加算金の補正につきましては、令和3年度分特別交付金の精算に伴う国庫支出金への返還金として、5万8,000円を追加するものでございます。

議案第18号は以上でございます。

続きまして、85ページをご覧ください。

議案第19号は、令和4年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

86ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ623万9,000円を減額し、総額を8億6,151万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

91ページをご覧ください。

歳入でございます。

上段の3款1項1目事務費繰入金の補正につきましては、歳出予算の減額補正により、22万3,000円を減額するものでございます。

同じく、同款同項2目保険基盤安定繰入金の補正につきましては、本年度の額の確定に伴い、601万6,000円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

92ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項総務管理費の補正につきましては、電算委託料の確定などにより、合わせて22万3,

000円を減額するものでございます。

2段目の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正につきましては、低所得者等における保険料軽減分の市負担金確定に伴い、601万6,000円を減額するものでございます。

議案第19号につきましては、以上でございます。

続きまして、94ページをご覧ください。

議案第20号は、令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

95ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億4,140万7,000円を減額し、総額を60億7,363万3,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、100ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の3款国庫支出金から5段目の5款県支出金までの補正につきましては、介護給付費及び介護予防に係る地域支援事業費の減額に伴い、合わせまして9,047万4,000円を減額するものでございます。

最下段から次のページでございます、7款1項一般会計繰入金の補正につきましては、介護給付費、地域支援事業費、職員の給与減額分などに伴い、合わせまして5,093万3,000円を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

102ページをご覧ください。

歳出でございます。

上段の1款1項1目一般管理費の補正につきましては、職員及び会計年度任用職員の給与、期末・勤勉手当、共済費等の人件費及び役務費や委託料など事務費の減額を見込みますことから、合わせまして498万4,000円を減額するものでございます。

下段の1款3項介護認定審査会費の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、介護認定期間の延長措置により、訪問調査件数や主治医意見書の作成依頼件数が減少したこと、また、当初予定しておりました訪問調査員が1名欠員となりましたことから、合わせまして847万8,000円を減額するものでございます。

103ページをご覧ください。

2款1項介護サービス等諸費の補正につきましては、要介護1から要介護5までの認定を受けた方で、自宅または施設で介護サービスを受けた方に対します介護給付費でございまして、予算計上時より利用件数が減少したことから、6,953万9,000円を減額するものでございます。

下段から次のページ上段でございます、2款2項1目介護予防サービス給付費の補正につきましては、要支援1、要支援2の認定を受けた方で、自宅または施設で介護サービスを受けた方に対します介護給付費でございまして、予算計上時より利用件数が増加しましたことから、668万8,000円増額するものでございます。

中段の2款3項1目審査支払手数料の補正につきましては、介護事務所から介護給付費の審査のため、茨城県国民健康保険団体連合会に支払う手数料でございまして、審査件数が増加しましたことから、33万6,000円を増額するものでございます。

下段の2款4項高額介護サービス等費の補正につきましては、介護サービス費の自己負担額が一定額を超過した場合に、その超過分を支給するサービスでございまして、予算計上時より減少することが見込まれましたことから、260万3,000円を減額するものでございます。

105ページをご覧ください。

上段の2款5項1目高額医療合算介護サービス費の補正につきましては、医療費と介護サービス費との自己負担額の合計額が一定額を超過した場合、その超過分を支給するサービスでございまして、予算計上時より減少することが見込まれますことから、562万1,000円を減額するものでございます。

中段の2款6項1目特定入所者介護サービス費の補正につきましては、所得が一定額に満たない介護福祉施設入所者やショートステイなどを利用される方に対し、食事費や移住費などについて負担上限を定め、その超過分を支給するサービスでございまして、予算計上時より減少が見込まれますことから、4,222万4,000円を減額するものでございます。

下段の4款1項2目包括的支援事業の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域ケア会議の開催数の減少による減額です。同款同項3目任意事業費につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、家族介護教室、在宅介護リフレッシュ講座などの開催回数が減少した一方、配食サービスや紙おむつ購入支援のニーズ増加により、合わせまして283万1,000円を増額するものでございます。

106ページをご覧ください。

8款1項2目償還金の補正につきましては、令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る国庫補助金の返還でございまして、交付決定後にシステム改修費用が低く抑えられましたことから、受入超過額を返還するものでございます。

議案第20号は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第21号から議案第24号の4件につきまして、提案者に代わりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほど提案説明がございました、同じく補正予算書をご覧いただきまして、110ページをご覧ください。

議案第21号は、令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

111ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

支出でございますが、第1款第1項の営業費用について、24万1,000円を減額するもので

ございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第9条に定めました(1)職員給与費について、24万1,000円を減額するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、124ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費から同款同項3目の総係費までの補正につきましては、公共下水道事業の不適切対応により発生しました不具合等への対策費用の一部に充てるため、職員の給料及び管理職手当の減額をするもので、合わせまして24万1,000円を減額するものでございます。

なお、112ページから123ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第21号は、以上でございます。

続きまして、125ページをご覧ください。

議案第22号は、令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

126ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

支出でございますが、第1款第1項の営業費用について、4万8,000円を減額するものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第8条に定めました(1)職員給与費について、4万8,000円を減額するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、137ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項3目の総係費の補正につきましては、先ほどご説明をいたしました水道事業会計の補正と同様、職員の給料の減額をするもので、4万8,000円を減額するものでございます。

なお、127ページから136ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第22号は以上でございます。

続きまして、138ページをご覧ください。

議案第23号は、令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

139ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

支出でございますが、第1款第1項の営業費用について、6万円を減額するものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第9条に定めました(1)職員給与費について、6万円を減額するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、150ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項2目の配水及び給水費と同款同項3目の総係費の補正につきましては、水道事業会計の補正と同様、職員の給料の減額をするもので、合わせまして6万円を減額するものでございます。

なお、140ページから149ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第23号は、以上でございます。

続きまして、151ページをご覧ください。

議案第24号は、令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算(第5号)でございます。

152ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

支出でございますが、第1款第1項の営業費用について、51万4,000円を減額するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

補填財源等につきましては、ご覧のとおりでございまして、収入の第1款第4項出資金を1,484万6,000円追加するものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第8条に定めました(1)職員給与費について、51万4,000円を減額するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、165ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目の管渠費から同款同項3目の総係費までの補正につきましては、水道事業会計の補正と同様、職員の給料及び管理職手当の減額をするもので、合わせまして51万4,000円を減額するものでございます。

166ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款4項1目1節の一般会計出資金の補正につきましては、公共下水道事業の不適切対応により発生しました不具合等への対策費用の一部に充てるため、一般会計より繰り入れます出資金と

いたしまして、1,484万6,000円を追加させていただくものでございます。

なお、153ページから164ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第21号から議案第24号の4件について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

なお、午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○藤田謙二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第25号ないし議案第32号

○藤田謙二議長 日程第6、議案第25号令和5年度常陸太田市一般会計予算について、議案第26号令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、議案第27号令和5年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第28号令和5年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第29号令和5年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第30号令和5年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、議案第31号令和5年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について、議案第32号令和5年度常陸太田市下水道事業等会計予算について、以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

ファイル名04予算書(議案第25号から議案第28号)のファイルをお開きいただきまして、令和5年度常陸太田市予算書をご覧ください。

次のページをご覧ください。

令和5年度会計別予算総括表でございます。

私からは、1段目の一般会計から4段目の介護保険特別会計までの4会計についてご説明いたします。

2枚お進み願います。

議案第25号は、令和5年度常陸太田市一般会計予算でございます。

1枚お進みいただきまして、3ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を254億5,300万円とするものでございます。

第2条継続費、第3条地方債の規定につきましては、後ほどご説明いたします。

第4条は、一般借入金の借入れの最高額を20億円とし、第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、17ページをご覧ください。

歳入でございます。

上段の1款1項1目市民税個人につきましては、令和4年度予算額と比較し、1,075万1,000円増となる22億3,347万5,000円を計上いたしました。こちらは、令和4年度の見込額から微増としたものでございます。

下段の同款2項1目固定資産税につきましては、令和4年度予算額と比較し、1億2,312万7,000円増となる20億8,417万5,000円を計上いたしました。こちらは、家屋増減や償却資産について、新型コロナウイルス感染症関連の特例制度が終了することによる増などを勘案したものでございます。

20ページをご覧ください。

2段目の2款地方譲与税から、21ページ、下から2段目の10款1項1目地方特例交付金までの各種交付金につきましては、令和4年度の実績及び地方財政計画における伸びを勘案し、それぞれ計上いたしました。

最下段の10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、令和4年度予算と比較し、100万円減の400万円を計上いたしました。中小企業等が先端設備を導入した際の特例措置に対する減収補填措置として交付されるものでございます。こちらは、令和4年度の実績を勘案して計上したものでございます。

22ページをご覧ください。

上段の11款地方交付税につきましては、令和4年度予算額と比較し、1,500万円減の91億7,900万円を計上いたしました。令和4年度の実績及び地方財政計画における伸びを勘案し、右側説明の欄の記載のとおり、普通交付税は78億5,500万円を、特別交付税は13億2,400万円を見込んだものでございます。

25ページをご覧ください。

下段の15款1項2目衛生費国庫負担金及び26ページの同款2項3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の費用負担が未確定であることから、本予算に計上していないため、それぞれ減額としたものでございます。

同款同項1目の総務費国庫補助金にお戻り願います。

こちらは、令和4年度までございました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が終了したことによりまして、前年度比1億778万8,000円減の7,365万4,000円としたものでございます。

同款同項4目土木費国庫補助金につきましては、2節都市計画費補助金の右側説明の欄、都市構造再編集集中支援事業補助金について、東部土地地区画整理事業の進捗により事業費が減となりましたことなどから、前年度比2億5,349万2,000円減の3億5,719万6,000円としたものでございます。

28ページをご覧ください。

下段の16款2項2目民生費県補助金につきましては、1節社会福祉費補助金のうち、右側説明の欄、下から3行目の地域医療介護総合確保基金事業補助金について、民間事業者が幡町に建設を予定しております特別養護老人ホームの整備補助の財源として県から交付されることなどから、前年度比1億6,990万1,000円増の3億6,778万9,000円としたものでございます。

29ページをご覧ください。

同款同項4目農林水産業費県補助金につきましては、右側説明の欄、中ほどの産地パワーアップ事業費補助金及びオーガニックステップアップ事業費補助金について、東連地町で農業経営を予定しております事業者に対する補助金の財源として県から交付されることなどから、前年度比1億5,322万1,000円増の3億1,628万3,000円としたものでございます。

32ページをご覧ください。

最下段の19款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付終了、歳出として、各施設の光熱費の高騰及び本定例会に基金設置条例（案）を提案させていただいております公共施設等総合管理基金の新設などにより、前年度比4億9,836万3,000円増の9億8,185万9,000円としたものでございます。

33ページをご覧ください。

上段の同款同項6目里美風力発電設備解体基金繰入金につきましては、歳出予算で計上しております里美風力発電設備解体工事の財源として、積立額全額の4,397万9,000円を計上したものでございます。

同款同項9目水府地区観光施設管理基金繰入金につきましては、歳出予算で計上しております竜神大吊橋塗装改修工事の財源として活用するため、1億5,640万7,000円を計上したものでございます。

34ページをご覧ください。

下段の21款4項3目雑入につきましては、里美風力発電所の売電収入、大子町からのし尿処理受託金などの減により、前年度比3,250万8,000円減の3億2,790万円としたものでございます。

37ページをご覧ください。

2款市債でございます。

1目総務債の110万円、2目民生債の2,390万円につきましては、それぞれ駅前会館、総合福祉会館の照明のLED化改修工事の財源として計上いたしました。

3目衛生債につきましては、令和5年度は上水道の田渡送水ポンプ場自家発電設備工事の財源として出資するため、5,250万円を計上いたしました。

4目農林水産業債につきましては、県が実施しております小目地区の圃場整備負担金の財源として、令和4年度予算額と比較し、240万円減の140万円を計上いたしました。

5目土木債につきましては、大門幹線、亀作西真弓線及び山吹運動公園南側道路の整備工事、和田町から東連地町に架かる下平橋の長寿命化工事の財源として、合わせまして令和4年度予算額と比較し、320万円増の1億1,450万円を計上いたしました。

6目消防債のうち、右側説明の欄1行目の防災行政無線同報系デジタル化事業債につきましては、防災行政無線同報系デジタル化事業の財源として4億3,490万円、2行目の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、松平町地内広域農道法対策詳細設計の財源として、1,000万円をそれぞれ計上いたしました。

3行目の脱炭素化推進事業債の110万円につきましては、北消防署及び里美出張所の照明のLED化改修工事の財源として計上いたしました。

7目過疎対策事業債につきましては、和田岩手線や吹上戸屋下線など13路線の道路整備事業、町田運動公園整備事業、交流センターふじの長寿命化設計、金砂郷地区消防団の消防自動車の更新、奥久慈グリーンライン整備事業の負担金、地方路線バスの維持や認定こども園通園バスの運行など、本市の過疎地域持続的発展計画に基づき、多岐にわたり実施する事業の財源として、合わせまして5億5,150万円を計上いたしました。

8目合併事業特例債のうち、右側説明の欄1行目の道路橋梁整備事業債につきましては、新宿天神林線整備事業、2行目の新市街地開発促進事業債につきましては、東部土地区画整理事業に加えまして、3行目の新体育館整備事業債、合わせまして3億4,400万円を計上いたしました。

9目臨時財政対策債につきましては、令和4年度の実績及び地方財政計画における伸びを勘案して、令和4年度予算と比較して、1億5,900万円減の1億1,100万円を計上いたしました。

市債全体といたしましては、最下段に記載のとおり、合計16億4,590万円を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

47ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。

5目財産管理費の10節需用費のうち、右側説明の欄3行目の光熱水費でございますが、本庁舎、分庁舎、駅前会館などの電気料金の高騰によりまして、前年度から1,833万9,000円増の4,244万4,000円を計上いたしました。

なお、記載はございませんが、光熱水費につきましては、令和4年度当初予算の総額3億2,478万2,000円に対し、令和5年度当初予算では、1億5,612万2,000円増の4億8,090万4,000円となっております。

48ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、同じく2款1項5目財産管理費でございます。

24節積立金でございますが、本定例会に基金設置条例（案）を提案させていただいております公共施設等総合管理基金への積立金として、予算枠10億円から各公共施設の改修、設備の修繕、廃止する幼稚園や市営住宅の解体予算を計上しました残額であります、1億6,062万5,000円を計上いたしました。

51ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。

9目情報通信管理費の1節報酬から8節旅費までにつきましては、電子申請推進事業といたしまして、いばらき電子申請・届出サービスを活用して、行政手続のオンライン化を図るため、申請フォームを作成する会計年度任用職員の人件費等を計上いたしました。令和5年度は、700種類の申請フォームを作成する予定です。

同じく12節委託料のうち、次のページにお進みいただき、右側説明の欄4行目のアプリケーション委託料につきましては、行政情報アプリの運用を開始するとともに、デジタル通貨を導入いたしまして、プレミアム付商品券や旅行券、子育て応援ギフトなどに活用していく費用として2,978万7,000円を計上いたしました。

53ページをご覧ください。

記載はございませんが、18節負担金、補助及び交付金でございます。

10目交通安全対策費の1つ上、右側説明の欄のデジタルデバイト対策事業助成金につきましては、令和4年度から実施しております、高齢者等を対象としたスマートフォン使い方講座の実施及びスマートフォン購入費等への助成について、大変多くの市民に活用いただいておりますことから、助成件数を令和4年度のひと月当たり平均20件から30件に増やし、1,084万円を計上いたしました。

56ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。

14目交通対策費の12節委託料のうち、右側説明の欄1行目のAI運行システム委託料につきましては、令和4年度乗り合いタクシー向けにエリアを限定して行いましたAI運行システム導入実証実験の結果を受けまして、令和5年度は実証実験を行うため、353万3,000円を計上いたしました。

2行目の自動運転導入調査業務委託料につきましては、自動運転車両におきまして、Maas×eコマース、貨客混載導入などの調査を行う費用として、合わせまして1,975万6,000円を計上いたしました。

右側説明の欄3行目の自動運転運行委託料につきましては、東部地区及びその周辺で自動運転車両の運行を開始するための費用として、7,456万8,000円を計上いたしました。

同じく18節負担金、補助及び交付金、次のページの右側説明の欄1行目の路線バス利用学生通学定期費につきましては、路線バスを利用する学生の通学定期券購入助成金の対象に、市外の中学校及び高等学校に通う市民を加えるとともに、路線バスの利用促進を図るため、中学生全員に市内年間フリーバスを配布する費用として、合わせまして1,491万7,000円を計上いたしました。

58ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、2款1項15目諸費でございます。

14節工事請負費につきましては、里美風力発電設備の解体と、これに伴います、プラトーさとの高圧電力引込みの改修を行う費用として、合わせまして、8,781万9,000円を計上いたしました。

61ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、2款2項2目賦課徴収費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄、中ほどの債権管理一元化に伴うシステム改修委託料につきましては、上下水道料金及び市営住宅使用料について、市税等と一元的に徴収事務を行うためのシステム改修費用として、130万1,000円を計上いたしました。

1行下のWeb口座振替受付サービス業務委託料の132万円及びその下、口座管理システム改修委託料の22万円につきましては、市税等の納付に係る口座振替申込み手続について、金融機関の窓口を訪れることなく、インターネットで手続ができるようにするための費用として、それぞれ計上いたしました。

少し飛びまして、73ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、3款1項4目障害者福祉費でございます。

14節工事請負費につきましては、心身障害者福祉センターくにみを解体する費用として、1,497万1,000円を計上いたしました。

19節扶助費のうち、右側説明の欄、下から2行目の自立支援給付費でございますが、民間の障害者支援施設が、新たに瑞龍町と山下町の2か所に設置されますことから、令和4年度と比較して、2億608万4,000円増の15億6,743万4,000円を計上いたしました。

75ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、3款1項社会福祉費でございます。

7目介護保険費の18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄4行目の地域医療介護総合確保基金事業費につきましては、民間事業者が幡町に建設を予定しております特別養護老人ホーム整備に対する補助として、1億7,472万円を計上いたしました。

76ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、3款1項8目社会福祉施設費です。

14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の高齢者生活支援センター解体工事につきましては、令和4年度に用途廃止を行いました、和久町のふれあいほ一むを解体する費用として、1,408万円を計上いたしました。

同じく、右側説明の欄3行目の総合福祉会館設備改修工事につきましては、令和4年度に行いました改修設計に基づき、総合福祉会館の照明のLED化、排煙オペレーターの改修、太田温泉側入り口の地盤沈下改修、防犯カメラの改修を行う費用として、5,284万4,000円を計上いたしました。

87ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄4行目の天下野診療所指定管理料につきましては、本定例会に条例改正案を提案させていただいております、天下野診療所の指定管理業務について、600万円を計上いたしました。

88ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、４款１項保健衛生費でございます。

２目予防費のうち、１２節委託料につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の費用負担が未確定であることから、本予算に計上していないため、令和４年度と比較して、１億４,０４３万３,０００円減の１億１,１２３万４,０００円を計上いたしました。

８９ページをご覧ください。

３目母子衛生費の１２節委託料のうち、右側説明の欄２行目の助産師派遣業務委託料１３万５,０００円及び次のページの右側説明の欄１行目の出産子育て応援給付金電算委託料１３万９,０００円、３行目の出産子育て応援給付金業務委託料６４２万円、並びに１８節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄の一番下、出産子育て応援給付金５７０万円につきましては、本年第１回市議会臨時会において可決されました伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業に係る補正予算が、本年９月末までの必要な費用でありましたことから、本年１０月から半年分の必要な費用について、それぞれ計上いたしました。

９１ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、４款１項４目健康増進事業費でございます。

１２節委託料のうち、右側説明の欄、中ほどの胃がん検診委託料につきましては、ピロリ菌検査の対象年齢をこれまでの４０歳から７０歳までの５歳ごとの節目の年に７５歳と８０歳以上対象に加えることから、令和４年度と比較し、２２６万４,０００円増の１,１２１万４,０００円を計上いたしました。

９３ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、４款１項６目環境衛生費、１８節負担金、補助及び交付金でございます。

右側説明の欄１行目の水道事業会計補助金４,３７９万３,０００円、３行目の簡易水道事業会計補助金１億８,７２７万６,０００円につきましては、電気料金の高騰に向けた対策費用などとして、令和４年度と比較して、合わせまして６,３１１万７,０００円の増額を計上いたしました。

９４ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、４款１項９目霊園費でございます。

１２節委託料のうち、右側説明の欄４行目の瑞竜霊園整備実施設計委託料につきましては、令和４年度に実施しました基本設計に基づき、実施設計を行う費用として１,８８７万６,０００円を計上いたしました。

少し飛びまして、１０１ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、５款１項３目農業振興費でございます。

１２節委託料のうち、右側説明の欄１行目の常陸秋そば発祥の地PR委託料につきましては、常陸秋そば発祥の地としての常陸太田市の知名度向上に向けた、発祥の地モニュメントの設置やスタンプラリーなどのPRにより、ブランド価値の向上や耕地面積の維持のため、２９８万円を計上いたしました。

１０２ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、同じく5款1項3目農業振興費でございます。

14節工事請負費につきましては、道の駅ひたちおおたに設置されております電気自動車用急速充電設備について、事故による破損と耐用年数経過により更新を行うため、4,312万円を計上いたしました。

103ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、同じく5款1項3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金でございます。

右側説明の欄、中ほどの産地パワーアップ事業費9,604万3,000円及び1行下のオーガニックステップアップ事業2,380万円につきましては、新たに東連地町で農業経営を予定しております事業者が、国、県の補助を活用することになりましたことから、それぞれ計上したものでございます。

106ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、5款1項5目農地費でございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、中ほどの県営久米地区経営体育成基盤整備事業費負担金につきましては、県が実施します、久米地区の土地改良事業について、市の負担金として800万円を計上いたしました。

109ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、5款2項2目林業振興費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄1行目の森林整備意向調査等委託料587万1,000円、2行目の森林整備委託料1,225万2,000円及び5行目の森林現況調査委託料1,785万3,000円につきましては、手入れのゆきとどかない民有林整備を進めるための費用として、それぞれ計上いたしました。

同じく、右側説明の欄3行目、森林・林業・木材普及啓発事業委託料につきましては、市内小中学校に市産材を使用した学習機の天板を設置する費用として、697万2,000円を計上いたしました。

18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、中ほどの高性能林業機械導入事業費補助金につきましては、意欲と能力のある林業経営体を支援するため、高性能林業機械導入に係る補助金として、2,000万円を計上いたしました。

同じく、右側説明の欄の一番下、木造住宅等建築助成事業費につきましては、市産材を使用した木造住宅の建設費用に対する助成金として、600万円を計上いたしました。

111ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、6款1項1目商工総務費でございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄6行目の工業用水道事業会計補助金につきましては、電気料金の高騰に向けた対策費用などとして、令和4年度と比較して、1,800万円増の4,600万円を計上いたしました。

2目商工振興費のうち、7節報償費につきましては、日立市、大子町とともに経済産業省と締

結しました産業振興・経済活性化に向けた包括的連携において、日立地区産業支援センターの中小企業向けDX促進及びカーボンニュートラル促進事業を市内中小企業が活用した場合の謝金として、117万円を計上いたしました。

112ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、6款1項2目商工振興費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄、下から3行目のプレミアム付商品券業務委託料につきましては、令和4年度まで市商工会が実施する補助として、18節負担金、補助及び交付金に計上しておりましたが、令和5年度からは、行政情報アプリの運用を開始し、デジタル通貨を活用して実施するものとしたしまして、委託料に5,026万9,000円を計上いたしました。

113ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、同じく6款1項2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金でございます。

右側説明の欄、中ほどの中小企業ビジネスチャレンジ応援事業費補助金につきましては、市内中小企業の事業承継に向けた取組やBCPの策定に対する支援など、中小企業に対する支援を拡充いたしまして、760万円を計上いたしました。

右側説明の欄1行下の新規立地企業上下水道料金補助金につきましては、東部土地区画整理事業の区域内で操業を開始した事業者に対し、5年間、上下水道料金の一部を補助するものとして、362万9,000円を計上いたしました。

右側説明の欄の一番下、新規立地企業誘致促進奨励金につきましては、東部土地区画整理事業の区域内に、市が誘致を推奨する業種の事業者が立地した場合、10年間、奨励金を交付するものとして、901万8,000円を計上いたしました。

115ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、6款1項4目観光費、12節委託料でございます。

右側説明の欄、下から6行目のプレミアム付旅行券発行事業委託料につきましては、令和5年度からは行政情報アプリの運用を開始し、デジタル通貨を活用して実施するものとしたしまして、2,157万9,000円を計上しております。

右側説明の欄、下から2行目の茨城デスティネーションキャンペーン推進業務委託料につきましては、10月から県と連携して、誘客促進や情報発信を行う費用として、166万7,000円を計上いたしました。

116ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、同じく6款1項4目観光費でございます。

14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の竜神大吊橋塗装改修工事につきましては、令和6年に30周年を迎えるに当たり、塗装し直します費用として1億6,781万6,000円を計上いたしました。

なお、財源は、渡橋料と水府地区観光施設管理基金を活用いたします。

120ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、7款1項1目土木総務費でございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、下から3行目の県急傾斜地帯対策事業費につきましては、県が棚谷町地内で実施する急傾斜地崩壊対策工事費の本市負担金として工事費の10%、600万円を計上いたしました。

123ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、7款2項道路橋梁費でございます。

3目道路新設改良費のうち、12節委託料の右側説明の欄1行目の市道0139号線整備委託料として、1億5,000万円を計上させていただいております。その他、市道0139号線整備に係る費用といたしましては、2行目の測量調査設計委託料1億7,447万7,000円のうち、6,869万7,000円、13節使用料及び賃借料の右側説明の欄2行目の土地使用料198万3,000円、14節工事請負費の右側説明の欄2行目の附帯工事1,806万2,000円、16節公有財産購入費3,520万5,000円のうち、2,803万8,000円、並びに21節補償、補填及び賠償金6,489万円のうち、1,983万9,000円、以上、市道0139号線整備に係る費用として、合わせまして2億8,661万9,000円を計上いたしました。

3段お戻りいただきまして、14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の道路新設改良舗装工事につきましては、山吹運動公園南側道路、新宿天神林線、和田岩手線、吹上戸屋下線など市道18路線に係る整備費用として4億3,474万2,000円を計上いたしました。

124ページをご覧ください。

上段は、款項の記載はございませんが、同じく7款2項道路橋梁費でございます。

4目道路橋梁維持費の14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目、橋梁長寿命化補修工事につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、和田町から東連地町に架かる下平橋の長寿命化工事として、3,977万3,000円を計上いたしました。

下段の7款3項2目河川維持費をご覧ください。

12節委託料につきましては、令和4年度に実施した内水被害調査を基に、雨水ポンプ場の整備を検討するため、基本設計委託料として2,237万4,000円を計上いたしました。

125ページをご覧ください。

同じく17節備品購入費につきましては、内水被害を防止するため、排水ポンプ車1台を購入する費用として、6,160万円を計上いたしました。

なお、令和4年度と同様、半導体不足や自動車会社の不正検査の影響などから、発注から納品までに最大で18か月程度の期間を要することから、本予算につきましても、令和7年度までの継続費を併せて設定いたします。

126ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、7款4項1目都市計画総務費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄、下から3行目の測量調査設計委託料4,186万4,000円のうち、3,862万1,000円につきましては、東部土地区画整理事業の整備に必要な調査や評価を行うための費用として計上したものでございます。

14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の防火水槽設置工事から、3行目の排水路工事までにつきましては、東部土地区画整理事業の区域内の整備費用として、合わせまして、1億1,800万円を計上いたしました。

128ページをご覧ください。

下段の7款5項1目下水道費の18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄の一番下、下水道事業等会計補助金につきましては、東部地区などの管路新設に伴う減価償却費の増により、令和4年度と比較して、2,561万4,000円増の7億7,933万7,000円を計上いたしました。

130ページをご覧ください。

上段は、款項目の記載はございませんが、7款6項1目住宅管理費でございます。

14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の市営住宅修繕工事3,010万3,000円のうち、2,362万8,000円につきましては、増井町団地A棟の長寿命化工事を行う費用として計上いたしました。

2行目の市営住宅解体工事につきましては、昨年末に火災のありました新宿町の市営住宅1棟の解体費用として、1,238万6,000円を計上いたしました。

136ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、8款1項3目消防施設費でございます。

17節備品購入費につきましては、金砂郷地区の消防団が使用する消防自動車を更新する費用として、2,214万3,000円を計上いたしました。

137ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、8款1項5目災害対策費、10節需用費でございます。

右側説明の欄2行目の印刷製本費でございますが、洪水と土砂災害を統合した新たなハザードマップを作成する費用として、343万2,000円を計上いたしました。

12節委託料のうち、右側説明の欄4行目、原子力防災訓練運営支援業務委託料につきましては、市原子力災害広域避難計画の実効性を高めるため、住民参加による広域避難訓練の実施及び結果の研修を行う費用として、577万5,000円を計上いたしました。

140ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、9款1項2目事務局費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄2行目の就学援助システム委託料につきましては、新たに住民基本台帳システムと連携し、要保護、準要保護児童生徒の認定審査から支給処理まで行うための費用として、63万8,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、149ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、9款3項1目中学校の学校管理費、14節工事請負費でございます。

右側説明の欄1行目の学校整備工事につきましては、世矢幼稚園のエアコンを太田中学校と里美小中学校に設置する費用として291万円、金砂郷中学校の天窓に暑さ対策としてシェードを

設置する費用として689万7,000円、太田中学校の体育倉庫のシャッターを修繕する費用として107万8,000円、合わせまして、1,088万5,000円を計上いたしました。

152ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、9款4項1目幼稚園管理費でございます。

14節工事請負費につきましては、進徳幼稚園の園庭でございます、セーフティーゴムマットが劣化しておりますことから、交換する費用として264万5,000円を計上いたしました。

少し飛びまして、163ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、9款5項8目社会教育施設費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄6行目の交流センターふじ改修工事設計委託料につきましては、令和4年度に策定いたしました長寿命化計画に基づき、施設を改修していくための設計委託料として、3,162万5,000円を計上いたしました。

164ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、同じく9款5項8目社会教育施設費でございます。

14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の生涯学習センター空調設備改修工事につきましては、令和4年度に設計を行いました生涯学習センターの大ホールなどの空調設備について、改修する費用として6,479万円を計上いたしました。

同じく14節工事請負費のうち、右側説明の欄4行目の市民交流センター大ホール手動吊物設備更新工事につきましては、3,124万円を計上いたしました。

166ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、9款6項1目保健体育総務費でございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄下から5行目の水戸ホーリーホック・ホームタウン推進協議会負担金につきましては、昨年、本市が水戸ホーリーホックのホームタウンになりましたことから、10万円を計上いたしました。

168ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、9款6項3目学校給食費でございます。

14節工事請負費でございますが、連続揚げ物機の更新及び令和4年度一般会計補正予算（第6号）におきまして、債務負担行為を設定いたしました学校給食センター高圧機器等更新工事を行う費用として、3,041万5,000円を計上いたしました。

170ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、9款6項4目体育施設費でございます。

12節委託料のうち、右側説明の欄5行目の大里ふれあい広場プール設計委託料につきましては、大里ふれあい広場のプールを改修するための費用として、375万1,000円を計上いたしました。

171ページをご覧ください。

款項目節の記載はございませんが、同じく9款6項4目体育施設費、12節委託料でございます。

右側説明の欄1行目の設計委託料8,754万5,000円につきましては、令和4年度に継続費を設定しております新総合体育館実施設計業務8,415万7,000円と、町田運動公園の休憩所建築設計業務338万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

同じく、右側説明の欄2行目の地質調査委託料2,189万円につきましては、新総合体育館駐車場盛土工事に伴う地盤解析業務1,269万4,000円を、山吹運動公園野球場防球ネット建設に伴う地質調査業務919万6,000円を、それぞれ実施するものとして計上いたしました。

14節工事請負費のうち、右側説明の欄1行目の町田運動公園整備工事につきましては、本予算で継続費を設定しております経費の令和5年度分として、1億2,336万円を計上いたしました。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。

第2表は、継続費でございます。

継続費につきましては、「地方自治法」第212条の規定に基づき、事業の履行に数年度を要するものについて、その経費の総額及び各年割額を定め、予算として議決を求めるものでございます。

継続費を設定する事業は、2事業でございます。

1つ目は、7款土木費の排水ポンプ車購入事業で、半導体不足や自動車会社の不正検査の影響により、発注から納品までに最大18か月程度の期間を要することから、令和7年度までの支出期間を定めて、令和5年度に全額を予算要求するものでございます。

2つ目は、9款教育費の町田運動公園整備事業で、総額は3億7,008万1,000円、年割額につきましては、令和5年度を1億2,336万円、令和6年度2億4,672万1,000円とするものでございます。

11ページをご覧ください。

第3表は、「地方自治法」第230条第1項の規定に基づき発行する地方債でございます。

起債対象事業はご覧の10事業で、限度額を総額16億4,590万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第25号は、以上でございます。

続きまして、議案第26号は、令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算でございます。

189ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を53億9,079万1,000円とするものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を1億5,000万円とし、第3条で、歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、195ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税につきましては、令和 5 年度は新たな税率での 2 年目の賦課年度となりますが、負担の緩和を図るため基金を活用し、均等割を 3 年間軽減することとしております。

令和 4 年度は 2 分の 1 軽減、令和 5 年度は 3 分の 1 軽減となり、軽減率が下がりますことから、7, 0 9 4 万 8, 0 0 0 円増の 8 億 2, 6 6 1 万円を計上いたしました。

同款同項 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職者医療制度は廃止となりましたが、遡及して資格取得をされる場合を考慮し、1 節医療給付費分現年課税分から 3 節介護納付金分現年課税分までの科目の設定を例年と同様に行いました。

4 節医療給付費分滞納繰越分から、6 節介護納付金分滞納繰越分につきましては、滞納繰越分を見込み、計上いたしました。

1 9 6 ページをご覧ください。

2 段目の 3 款 1 項国庫補助金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に関して、保険税の減免及び療養給付に係る一部負担金の減免措置を実施した場合に補助金が交付されることに伴い、災害臨時特例補助金の科目を設定いたしました。

3 段目の 4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金の 1 節普通交付金につきましては、給付に要する費用を県から交付されるもので、3 7 億 8, 6 4 2 万 6, 0 0 0 円を計上いたしました。

同目 2 節特別交付金につきましては、右側説明の欄にございますように、医療費の適正化や健康づくり等への取組状況に応じて交付される保険者努力支援分や、市の財政状況や特殊要因等に応じて交付される特別調整交付金分などを合わせまして、5, 0 3 6 万 1, 0 0 0 円を計上し、保険給付費等交付金全体としては、3 8 億 3, 6 7 8 万 7, 0 0 0 円としました。

最下段から次の 1 9 7 ページ上段の 6 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、決算補填等を目的とした法定外繰入れは解消しておりますが、保険税の法定軽減分として公費負担される 1 節保険基盤安定繰入金が増となったことや、職員の人件費や育休代替会計年度任用職員の増に伴い、3 節職員給与費等繰入金が増えたことなどにより、2, 5 7 8 万 9, 0 0 0 円増の 4 億 8, 8 4 4 万 5, 0 0 0 円を計上いたしました。

2 段目の同款 2 項 1 目支払準備基金繰入金につきましては、税率改正の負担緩和措置などとして 2 億 3, 2 0 0 万 2, 0 0 0 円を計上いたしました。

1 9 8 ページをご覧ください。

8 款 3 項雑入につきましては、前年並みの歳入見込額を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、2 0 2 ページをご覧ください。

2 款保険給付費でございます。

同款中、退職被保険者等に係る給付費につきましては、科目の設定を行っております。その他、2 0 2 ページから 2 0 4 ページにおける同款保険給付費につきましては、それぞれこれまでの実績等を勘案し、計上いたしました。

204ページ、最下段の3款1項医療費給付費分から、次の205ページ2段目の同款3項介護納付金までにつきましては、県に支払う納付金を計上いたしました。

最下段の5款1項1目保健衛生普及費のうち、18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、補助金の人間ドック等検診につきましては、今年度における人間ドック受診者数を勘案し、今年度と同数の1,150人分、3,221万9,000円を計上いたしました。

206ページをご覧ください。

上段の5款2項1目特定健康診査等事業費につきましては、12節委託料のうち、右側説明の欄3行目、特定健康診査業務委託料として、主に集団検診を実施するため、3,500人分、3,347万9,000円を計上いたしました。

同じく説明の欄4行目、特定健診受診勧奨業務委託料につきましては、茨城県国保連合会で実施する勧奨事業に参加し、AIなどを活用した分析に基づく受診勧奨を行うための委託料として、498万9,000円を計上いたしました。

続きまして、207ページをご覧ください。

下から2段目の7款2項1目一般会計繰入金につきましては、令和4年度の一般会計繰入金精算に伴うもの及び一般会計で実施しています、5つのがん検診勧奨事業の財源分として、合わせて162万6,000円を計上いたしました。

議案第26号は以上でございます。

続きまして、議案第27号は、令和5年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

215ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を8億8,063万1,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、220ページをご覧ください。

歳入でございます。

上段の1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合より示された調定見込額などにより、令和4年度と比較し、846万4,000円増の6億6,839万2,000円といたしました。

増額の主な理由といたしましては、団塊の世代が後期高齢者医療保険へ移行するため、保険料の増額を見込んだことによるものでございます。

3段目の3款1項一般会計繰入金につきましては、令和4年度と比較し、529万1,000円増の2億948万2,000円といたしました。

増額の主な理由といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合より示されました保険基盤安定繰入金が増となったことによるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

222ページをご覧ください。

上段の1款1項1目一般管理費につきましては、職員の人件費や電算委託料といたしまして、1,825万8,000円を、2段目の同款2項徴収費につきましては、郵便料などの事務費といたしまして、136万2,000円を計上いたしました。

223ページをご覧ください。

上段の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金8億5,825万5,000円につきましては、右側説明欄1行目、保険料納付金として6億6,839万2,000円を、同じく説明欄2行目、保険基盤安定負担金として1億8,986万3,000円を、茨城県後期高齢者医療広域連合へそれぞれ納付するものでございます。令和4年度より、1,317万3,000円の増となりました主な理由といたしましては、団塊の世代による被保険者の増によるものでございます。

議案第27号は、以上でございます。

続きまして、議案第28号は、令和5年度常陸太田市介護保険特別会計予算でございます。

229ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を60億1,083万8,000円とするものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を3億1,000万円とし、第3条で、歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、236ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の介護保険料でございますが、被保険者数の増加が見込まれますことから、前年度より927万6,000円増の11億7,819万9,000円を計上いたしました。

3段目の3款1項国庫負担金から、238ページ2段目の5款3項県補助金までにつきましては、国及び支払基金並びに県からの支出金でございますが、介護給付費及び地域支援事業費に対する、それぞれの補助率等から算出されました、合計38億3,781万円を計上いたしました。

最下段の7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金、職員給与費及び事務費等に係る一般会計からの繰入金として、合わせまして9億5,509万円を計上いたしました。

239ページをご覧ください。

1段目の同款2項基金繰入金につきましては、支払準備基金から1,161万2,000円を繰り入れるものでございます。

最下段の9款4項雑入につきましては、配食サービス利用者負担金の繰入れでございますが、利用者増加の状況に鑑み、309万6,000円増の1,800万2,000円を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

240ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項総務管理費から、242ページ中段の同款4項趣旨普及費までにつきましては、職員

や介護認定審査会委員等の人件費、事務費等として、前年度比947万7,000円減の1億4,915万9,000円を計上いたしました。

同ページの最下段の2款1項介護サービス等諸費から、245ページ2段目の同款6項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、実績額を勘案し、前年度比6,352万9,000円減の55億4,557万8,000円を計上いたしました。

同ページの最下段から247ページ上段までの4款1項包括的支援事業・任意事業費につきましては、前年度比869万9,000円増の1億6,407万5,000円を計上いたしました。

主な理由でございますが、1ページお戻りいただきまして、246ページをご覧ください。

記載はございませんが、4款1項3目の任意事業費の12節委託料のうち、説明の欄2行目、食の自立支援事業委託料につきまして、利用者の増加傾向に鑑み、前年度比1万320食、825万6,000円増の4,800万円としたことによるものでございます。

247ページをご覧ください。

下段から248ページ上段までの4款2項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、前年度比512万円増の9,081万4,000円を計上いたしました。

主な理由でございますが、1ページお戻りいただき、247ページをご覧ください。

同款同項2目一般介護予防事業費におきまして、フレイル予防の普及啓発やフレイルチェック実施のため、7節報償費を前年度比126万3,000円増の184万8,000円、フレイルサポーターが行うフレイルチェック用資材購入等のため、10節需用費を前年度比446万4,000円増の516万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

248ページをご覧ください。

生き生きふれあい事業を一般会計から介護保険特別会計に組み換えるとともに、委託事業の見直しを行うことにより、12節委託料を前年度比496万9,000円増の1,707万円を計上いたしました。

歳出は以上でございます。

議案第28号は以上となり、新年度予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔島山卓也上下水道部長 登壇〕

○島山卓也上下水道部長 議案第29号から議案第32号までの4件について、提案者に代わりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、令和5年度常陸太田市公営企業会計予算書をご覧ください。

表紙を含めまして、4枚目をご覧くださいと存じます。

議案第29号は、令和5年度常陸太田市水道事業会計予算でございます。

1ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございますが、近年の給水人口や水需要の実績などを勘案いたしま

して、給水戸数につきましては1万8,659戸、年間総給水量は450万296立方メートル、1日平均給水量は1万2,296立方メートルといたしました。

また、主要な建設改良事業につきましては、3億2,153万1,000円といたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第1款水道事業収益合計で12億66万9,000円といたしました。

支出でございますが、第1款水道事業費用合計で11億8,662万1,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

補填財源等につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては、第1款資本的収入合計で1億5,926万円といたしました。

2ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出合計で7億8,048万1,000円といたしました。

第5条は、債務負担行為でございます。岩手増圧場機械電気設備更新工事につきまして、記載の期間・限度額において、債務の負担を行うものでございます。

第6条は、企業債でございます。水道事業において、限度額を7,380万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご覧をお願いします。

第7条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第8条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めております。

3ページをご覧ください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第10条は、他会計からの補助金の金額を4,773万4,000円と定め、第11条で、棚卸資産購入限度額を1,094万1,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明をいたします。

恐れ入りますが、33ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、10億2,946万2,000円といたしました。前年度と比較いたしますと、49万2,000円の減となっておりますが、これまでの水需要の実績などを勘案し、減額の見込みとしたものでございます。

34ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、上段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、未給水地域解消事業の企業債利息相当額分や事業運営費の不足分など、合計で4,773万4,000円を計上いたしました。

35ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、各浄水場と取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計2億7,491万6,000円を計上いたしました。電気料金の値上がりによる施

設動力費や竜神ダム負担金の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、3,832万4,000円の増でございます。

36ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項2目の配水及び給水費につきましては、送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理経費といたしまして、合計1億4,085万6,000円を計上いたしました。電気料金の値上がりによる施設動力費の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、855万1,000円の増でございます。

38ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計1億2,816万8,000円を計上いたしました。水道メーターの検針業務委託料やインボイス制度に対応するための業務システム改修委託料の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、276万5,000円の増でございます。

40ページをご覧ください。

款の記載はございませんが、中段の1款2項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より670万6,000円減の1億1,707万円を計上いたしました。

41ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目の企業債につきましては、田渡送水ポンプ場自家発電設備工事など、建設改良費の財源に充てるため、7,380万円を借り入れるものといたしました。

その下の1款2項1目の工事負担金につきましては、道路改良工事に伴う配水管布設替工事や消火栓の更新工事などに対する工事負担金といたしまして、3,296万円を計上いたしました。

また、その下の1款3項1目の出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、田渡送水ポンプ場自家発電設備工事の2分の1となります、5,250万円を計上いたしました。

42ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の上水道拡張費につきましては、1億2,974万5,000円とし、田渡送水ポンプ場へ自家発電設備を整備するための工事費や県の道路改良工事に伴う配水管の新設工事費を計上いたしました。

また、その下の1款1項2目の上水道改良費につきましては、1億9,091万6,000円とし、大野浄水場の第3配水地等流入出切替実施設計委託料や、岩手増圧場の機械電気設備更新工事費、老朽化した配水管の布設替工事費などを計上いたしました。

なお、5ページから32ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第29号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第30号は、令和5年度常陸太田市工業用水道事業会計予算でございます。
43ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございますが、近年の実績や事業所への聞き取り調査の結果などを勘案いたしまして、給水事業所数につきましては5社、年間総給水量は86万1,136立方メートル、1日平均給水量は2,353立方メートルといたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第1款工業用水道事業収益合計で1億1,863万3,000円といたしました。

支出でございますが、第1款工業用水道事業費用合計で1億2,078万9,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

補填財源等につきましてはご覧のとおりでございますが、支出につきましては、第1款資本的支出合計で1,771万8,000円といたしました。

44ページをご覧ください。

第5条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定め、第6条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第8条で、他会計からの補助金の金額を4,600万円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明をいたします。

恐れ入りますが、69ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、近年の実績や事業所への聞き取り調査の結果などを勘案いたしまして、前年度と比較いたしますと、12万2,000円増の5,371万9,000円といたしました。

また、その下の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、事業運営費の不足分といたしまして、4,600万円を計上いたしました。

70ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、浄水場と取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計3,925万7,000円を計上いたしました。電気料金の値上がりによる施設動力費や竜神ダム管理費負担金の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、728万1,000円の増でございます。

下段の1款1項2目の配水及び給水費につきましては、宮の郷工業団地へ水を供給するための取水施設及び配水池などの維持管理費経費といたしまして、合計2,280万7,000円を計上いたしました。施設修繕費や電気料金の値上がりによる施設動力費の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、1,117万円の増でございます。

71ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計2,433万9,000円を計上いたしました。職員人件費の増などによりまして、前年度と比較いたしますと85万8,000円の増でございます。

72ページをご覧ください。

款の記載はございませんが、中段の1款2項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より4,000円減の406万9,000円を計上いたしました。

73ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1款1項1目の企業債償還金につきましては、これまで建設改良費等の財源として借り入れました企業債の元金償還といたしまして、1,771万8,000円を計上いたしました。

なお、45ページから68ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第30号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第31号は、令和5年度常陸太田市簡易水道事業会計予算でございます。

75ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございますが、近年の給水人口や水需要の実績などを勘案いたしまして、給水戸数につきましては3,245戸、年間総給水量は66万3,605立方メートル、1日平均給水量は1,813立方メートルといたしました。

また、主要な建設改良事業につきましては、1億3,679万6,000円といたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第1款簡易水道事業収益合計で3億9,756万円といたしました。

支出でございますが、第1款簡易水道事業費用合計で4億703万5,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては、第1款資本的収入合計で9,523万8,000円といたしました。

76ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出合計で1億9,328万6,000円といたしました。

第5条は、企業債でございまして、簡易水道事業において限度額を3,520万円、過疎対策事業において、限度額を2,880万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条で、他会計からの補助金の金額を1億8,727万4,000円と定めております。

77ページをご覧ください。

第10条は、棚卸資産購入限度額を227万2,000円と定めております。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、103ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の水道料金につきましては、1億163万4,000円といたしました。前年度と比較いたしますと、50万2,000円の減となっておりますが、給水人口の減少等により水需要も減少傾向にあります中、これまでの水需要の実績などを勘案し、減額の見込みとしたものでございます。

下段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく企業債元利償還相当額分や事業運営費の不足分など、合計で1億8,727万4,000円を計上いたしました。

105ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の原水及び浄水費につきましては、各浄水場と取水関連施設の維持管理経費といたしまして、合計1億2,213万1,000円を計上いたしました。施設修繕費や電気料金の値上がりによる施設動力費の増などにより、前年度と比較いたしますと、1,832万9,000円の増でございます。

106ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、1款1項2目の配水及び給水費につきましては、送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理経費といたしまして、合計5,747万7,000円を計上いたしました。量水器の取替え業務委託料や修繕費の減などにより、前年度と比較いたしますと、607万9,000円の減でございます。

107ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計2,555万8,000円を計上いたしました。水道メーターの検針業務委託料やインボイス制度に対応するための業務システム改修委託への負担金の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、315万7,000円の増でございます。

108ページをご覧ください。

款の記載はございませんが、下段の1款2項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より342万4,000円増の1,931万5,000円を計上いたしました。

110ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目の企業債につきましては、水府南部浄水場の薬品注入制御盤更新工事や折橋町に新たに整備します増圧場の新設工事など、建設改良費の財源に充てるため、6,400万円を借り入れるものといたしました。

また、その下の1款2項1目の工事負担金につきましては、道路改良工事に伴い、配水管布設替工事や消火栓の更新工事などに対する工事負担金といたしまして、340万5,000円を計上いたしました。

また、その下の1款3項1目の出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、これまで借り入れました企業債の元金償還の一部となります2,783万3,000円を計上いたしました。

111ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の簡易水道拡張費につきましては4,763万円とし、折橋町に新たに整備をいたします増圧場の新設工事費や送水管新設工事費、湯草増圧場の水位調整弁設置工事費を計上いたしました。

また、その下の1款1項2目の簡易水道改良費につきましては、8,891万3,000円とし、水府南部浄水場の薬品注入制御盤更新工事費や老朽化した配水管の布設替工事費などを計上いたしました。

なお、79ページから102ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第31号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第32号は、令和5年度常陸太田市下水道事業等会計予算でございます。

113ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量でございますが、近年の有収水量の実績などを勘案いたしまして、年間総有収水量につきましては、262万3,784立方メートル、1日平均有収水量は7,169立方メートルといたしました。

また、主要な建設改良事業につきましては、1億5,410万5,000円といたしました。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第1款下水道事業等収益合計で18億5,275万円といたしました。

支出でございますが、第1款下水道事業等費用合計で15億5,512万1,000円といたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

補填財源につきましては、ご覧のとおりでございます。収入につきましては、第1款資本的収入合計で4億8,109万9,000円といたしました。

114ページをご覧ください。

支出でございますが、第1款資本的支出合計で7億2,899万9,000円といたしました。

第5条は、企業債でございます。流域下水道事業において、限度額を1,540万円、特定地域生活排水処理施設事業において、限度額を5,770万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご覧おき願います。

第6条は、一時借入金 の 限度額を7億5,000万円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

115ページをご覧ください。

第9条は、他会計からの補助金の金額を7億7,933万2,000円と定めております。

第10条は、重要な資産の取得及び処分でございます。取得する資産の種類、名称、数量は記載のとおりでございます。具体的には、地域下水道事業にて維持管理をしております里美白幡台団地の汚水処理施設を廃止し、農業集落排水事業の里美中部地区処理施設に接続することに伴い、接続後、流域下水道事業の資産であります里美白幡台団地内の汚水管を農業集落排水事業の資産として取得するものでございます。

予算の主な内容につきましては、予算明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、146ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目1節の下水道使用料につきましては、4億5,127万9,000円といたしました。前年度と比較し、1,072万8,000円の減となっておりますが、これまでの有収水量の実績などを勘案し、減額の見込みとしたものでございます。

その下の1款1項2目1節の雨水処理負担金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、雨水処理に要します経費の一部となります。5,649万円を計上いたしました。

また、下段の1款2項2目1節の一般会計補助金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく企業債の元利償還相当額分や事業運営費の不足分など、合計で7億7,933万2,000円を計上いたしました。

また、その下の1款2項3目1節の県補助金につきましては、農業集落排水事業における企業債償還基金への積立ての財源といたしまして、説明欄に記載のとおり、茨城県農業集落排水事業推進交付金134万6,000円を計上いたしました。

148ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の管渠費につきましては、管渠の修繕や雨水幹線の清掃など、管渠施設の維持管理費といたしまして、合計1億3,849万8,000円を計上いたしました。四季の丘はたそめ自治会が所有します汚水処理場の使用料や、電気料金の値上がりによる施設動力費の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、285万6,000円の増でございます。

149ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項2目の処理場費につきましては、特定環境保全公共下水道処理施設や農業集落排水施設処理場、戸別合併処理浄化槽の維持管理経費といたしまして、合計1億9,520万4,000円を計上いたしました。農業集落排水事業における汚泥処分業務委託料や施設修繕費の減などによりまして、前年度と比較いたしますと835万2,000円

の減でございます。

150ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、下段の1款1項3目の総係費につきましては、職員の人件費や事務的な管理経費といたしまして、合計4,192万9,000円を計上いたしました。職員の人件費の減などによりまして、前年度と比較いたしますと、441万7,000円の減でございます。

なお、16節報償費には、新たに下水道アドバイザー報償費を計上いたしました。

152ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、上段の1款1項4目の流域下水道維持管理負担金につきましては、那珂久慈流域下水道に排出する汚水量に基づき負担する維持管理負担金といたしまして、1億4,051万2,000円を計上いたしました。

また、中段の1款2項の営業外費用につきましては、企業債利息や消費税及び地方消費税など、前年度より4,248万4,000円減の、1億4,325万5,000円を計上いたしました。

153ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目の企業債につきましては、流域下水道建設負担金や戸別合併処理浄化槽設置工事費など、建設改良費等の財源に充てるため、7,310万円を借り入れるものといたしました。

また、その下の1款2項1目の工事負担金につきましては、道路改良工事に伴う公共下水道の管路改築工事などに係る工事負担金といたしまして、1,189万3,000円を計上いたしました。

また、1款4項1目1節の一般会計出資金につきましては、地方公営企業繰出基準に基づく一般会計からの繰入金といたしまして、下水道事業債の元金償還相当額分や資本的収支不足の補填分といたしまして、3億5,270万4,000円を計上いたしました。

また、その下の1款5項1目1節の国庫補助金につきましては、支出予算の各下水道整備の財源といたしまして、説明欄に記載のとおり、農山漁村地域整備交付金、循環型社会形成推進交付金、合わせまして2,792万2,000円を計上いたしました。

154ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目の下水道等拡張費につきましては、1億1,047万9,000円といたしました。公共下水道事業における県が施工する那珂久慈流域下水道事業の建設工事に対する、流域下水道建設負担金、戸別合併処理浄化槽設置整備事業における浄化槽設置工事費などを計上いたしました。

また、その下の1款1項2目の下水道等改良費につきましては、4,330万7,000円といたしました。公共下水道事業における管路改築のための詳細設計委託料及び管路改築工事費、農業集落排水事業における里美中部地区処理施設電気設備更新工事費などを計上いたしました。

なお、117ページから145ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第29号から議案第32号までの公営企業会計予算に係る私からの説明は以上でございます。

す。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

○藤田謙二議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は3月7日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時42分散会